

当麻町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

変更履歴

- ① 令和3年 9月 7日策定
- ② 令和5年 3月15日変更
- ③ 令和6年 6月19日変更
- ④ 令和7年 3月18日変更

北海道上川郡当麻町

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	当麻町の概要	1
①	自然的条件	1
②	歴史的条件	1
③	社会的、経済的条件	1
④	過疎状況	2
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	市町村行財政の状況	6
①	行政の状況	6
②	財政の状況	8
③	施設整備水準の状況	9
(4)	地域の持続的発展の基本方針	9
①	資源を生かし力強く活力あふれるまちづくり	10
②	ともに育む心うるおうまちづくり	10
③	人と自然が調和した安全・安心なまちづくり	10
④	健やかにいきいきと笑顔で暮らせるまちづくり	10
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	11
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7)	計画期間	11
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	11
①	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	11
②	改善方針	12
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1)	現況と問題点	13
①	移住・定住	13
②	地域間交流	13
③	人材育成事業	13
(2)	その対策	13
(3)	計 画	13
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	13
3	産業の振興	14
(1)	現況と問題点	14
①	農業の振興	14
②	林業の振興	17
③	工業の振興	17
④	地場産業の振興・起業の促進	18
⑤	商業の振興	18
⑥	観光・レクリエーション	19
(2)	その対策	19
(3)	計 画	21
(4)	産業振興促進事項	22
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	22
4	地域における情報化	23
(1)	現況と問題点	23
①	通信施設・情報化	23

(2) その対策	23
(3) 計 画	23
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	23
5 交通施設の整備、交通手段の確保	24
(1) 現況と問題点	24
① 道 路	24
② 交通・交通安全	25
(2) その対策	25
(3) 計 画	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	26
6 生活環境の整備	27
(1) 現況と問題点	27
① 上・下水道	27
② 住宅・宅地・公園	27
③ 消防・防犯・救急	27
④ 防 犯	28
⑤ 環境衛生・その他	28
(2) その対策	28
(3) 計 画	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	31
(1) 現況と問題点	31
① 高齢者の保健及び福祉	31
② 児童の保健及び福祉・その他の保健及び福祉	32
(2) その対策	32
(3) 計 画	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
8 医療の確保	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 計 画	35
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	35
9 教育の振興	36
(1) 現況と問題点	36
① 幼児教育・学校教育	36
② 社会教育・体育施設	37
(2) その対策	38
(3) 計 画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	40
10 集落の整備	41
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 計 画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41

1 1	地域文化の振興等	42
(1)	現況と問題点	42
(2)	その対策	42
(3)	計 画	42
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	42
1 2	再生可能エネルギーの利用の推進	43
(1)	現況と問題点	43
(2)	その対策	43
(3)	計 画	43
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	43
1 3	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	44
(1)	現況と問題点	44
①	子育て支援図書贈呈事業	44
②	「町民皆スポーツ」の推進	44
③	修学旅行経費助成事業	44
④	はばたけふる里応援事業	44
⑤	郷土資料館管理運営事業	44
(2)	その対策	44
(3)	計 画	44
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	45
(再掲)	事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	46

1 基本的な事項

(1) 当麻町の概要

① 自然的条件

当町は、北海道のほぼ中央の上川管内に位置し、その面積は 204.90k m²である。

北部から東部を經由して南西部にかけては、山林地帯を形成し、北海道の屋根といわれる大雪山連峰に連なっている。

また、当町の北西側を一級河川の石狩川、中央部分を牛朱別川、当麻川がそれぞれ流れ、その流域に耕地が開けている。

地質は、平坦部は主に埴質地質であり、石狩川に沿って砂質地帯となっている。

気候は典型的な大陸性気候で、夏季・冬季の寒暖の差が大きい。

年平均気温は 7℃前後であるが、夏季には 30℃を超え、冬季はマイナス 20℃以下になることもある。また、積雪量は 1m 以上に達することもある。

このような積雪寒冷という厳しい自然条件が住民の日常生活、産業活動に与える影響は大きく、雪国特有の宿命をかかえている。

② 歴史的条件

当町は、明治 26 年（1893 年）5 月に広島・山口県などから屯田兵が入植し開拓されたまちである。

開拓入植当時は、永山村（現在の旭川市）に属しており、永山村字トオマと称していたが、明治 33 年 6 月に分村し、当麻村となった。

明治 39 年には 2 級町村制を施行し、大正 8 年には 1 級町村制を施行した。大正 11 年には、町の中央部を貫通する国鉄石北線が開通し、当町は大きく飛躍した。

昭和 20 年、旧陸軍演習地約 6,000ha が緊急開拓地として開放され 500 戸以上が入植し、当町は大きな変遷を遂げた。

昭和 32 年 4 月には鍾乳洞が発見され、観光名所として現在に至っている。また、昭和 47 年から当麻山山麓一帯に「とうまスポーツランド」を整備している。

昭和 33 年 4 月には、町制が施行され「当麻町」となり、昭和 34 年には当麻ダム、昭和 47 年には大雪頭首工、平成 5 年には国営農地開発畑がそれぞれ竣工した。

平成 23 年には情報通信基盤施設「当麻町ケーブルネットワーク」が運用開始となった。

平成 24 年には「開拓 120 年」を迎え、今日に至っている。

③ 社会的、経済的条件

当町は明治時代から米づくりを基幹とした農業のまちである。

昭和 30 年代から始まった高度経済成長と社会情勢の変化は、遅れていた農村の近代化と生活改善を一気に推し進めるとともに、経済基盤の弱い農家の離農と若年層の都市への流出を生んだ。さらに昭和 45 年から始まった稲作転換制度、昭和 48 年以降のオイル・ショックによる経済不況がこれに追いつくかけ米の生産量は減少していたが、近年は新品種の導入、良品質米生産への取り組みにより米の作付面積が増加されるようになった。また、稲作と野菜、花きなどの複合経営の実施による所得の安定化も図られるようになった。

工業については、木材・木製品、窯業・土石製品、金属製品、電気機械器具製造が中心であるが、近年は事業所数、出荷額とも減少している。

商業については、小規模商店がほとんどであり、消費構造の変化、モータリゼーションやアクセスの発達などにより、町外的大型店に消費者が流出する傾向がある。観光については、道の駅とうまをインフォメーションセンターとして「当麻鍾乳洞」、世界の昆虫館「パピヨンシャトー」とフィールドアスレチックなどの「とうまスポーツランド」など旭川市や近郊市町村、全道・全国から集客があるが年々減少の傾向にある。

主要交通網は、町内を南北に貫通する国道 39 号と道道が愛別当麻旭川線外 4 路線、鉄道については、ＪＲ石北本線があり、自動車、鉄道を利用すると道北の中核都市・旭川市までは 30 分圏内、旭川北インターチェンジ・愛別インターチェンジは 15 分圏内の距離にある。

これらのことからしても、社会的・経済的にも旭川市とのつながりは極めて大きい。

④ 過疎状況

当町の人口は、昭和 30 年代をピークに年々減少を続けている状況にある。

平成 17 年から平成 22 年までの 5 カ年の人口減少率は 5.2%、平成 22 年から平成 27 年までの人口減少率は 5.6%であった。

これは、当町の基幹産業である農業の情勢が厳しいことや農業者の高齢化、担い手不足などによる離農者の増加、若年層の都市流出、出生率の低下などが主な要因と考えられる。

この現実を踏まえ、過疎地域自立促進特別措置法及び過疎地域自立促進計画においては、基幹産業である農業をはじめとした産業の振興、交通通信体系、情報化の整備、地域間交流の促進、教育文化施設の整備、生活環境施設及び福祉施設等厚生施設の整備、医療の確保を強力に推進し、計画達成のために努力を重ねてきたところである。

しかし、若年層の都市流出は依然として続き、高齢化も進み、生産機能は低下の傾向にある。さらに第 1 次産業を基幹とする当町においては米の消費減少や農業者の高齢化、担い手不足、木材関係の継続的な不況、観光施設での観光客の伸び悩みなど明るい見通しは少ない。

地域の自立に向けて、農産物等の PR や担い手育成対策、中小企業の支援事業、観光施設の整備、定住対策等を行い、一定の成果はあげられたものの、厳しい現状を好転させるまでの効果的な利活用には至らず、これからの課題となった。

しかし、今後はこれからの諸情勢を踏まえ、当町の基幹である第 1 次産業においては流通販売施設の整備や ICT 技術の導入促進、担い手育成対策などの振興発展はもちろんのこと、旭川市や旭川空港、北海道を代表する観光地・層雲峡や大雪連峰からも近距離であることなどを活用して、第 2 次産業では工業の推進と雇用機会の増大を図り、中小企業融資事業など地場産業の振興に努め、観光・商業などの第 3 次産業では施設改修等の振興発展に力を注ぐ必要がある。

財政状況の厳しい中、ソフト・ハード事業ともに事業展開を図り、当町のすぐれた立地条件・自然・資源を再確認し、まちの持続的発展を図るとともに、若年に好まれる定住環境の整備・高齢化に対応した生活環境の整備に努める必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

当町の人口は、昭和 30 年代から高度経済成長に伴い、都市圏への人口流出が進行している。総人口は、国勢調査によると昭和 40 年に 12,622 人から平成 27 年には 6,689 人となり、47.0%の減少率を示している。

これは、当町の経営基盤の弱い農家の離農、若年層の都市流出が大部分で、昭和 45 年から始まった稲作転換制度、昭和 48 年以降のオイル・ショックによる経済不況がこれに追いつきをかけた。

年齢階層別の状況については、15 歳から 29 歳までの若年者比率は年々低下しており、昭和 40 年の 26.7%から平成 27 年の 9.6%へと大きく減少し、北海道の 13.5%、全国の 14.5%と比較しても低く、今後もその差は拡大していくものと思われる。

65 歳以上の高齢化比率は年々上昇しており、昭和 40 年の 5.6%から平成 27 年の 39.8%へと大きく増加し、北海道の 29.1%、全国の 26.6%と比較しても大変高く、今後もその差は拡大していくものと思われる。

15 歳から 64 歳までの生産年齢人口については、平成 17 年から平成 22 年にかけては減少率が 10.5%、平成 22 年から平成 27 年にかけては減少率が 12.3%と減少が続いている。これは若年層が少ない上に都市流出が続いているのが大きな要因と思われる。

14 歳以下の人口については、平成 17 年から平成 22 年にかけては減少率が 9.4%、平成 22 年から平成 27 年にかけては減少率が 10.9%と減少が続いている。宅地分譲地の「ニュータウンとうま」及び「ハートフルタウンとうま」の分譲、定住住宅建設等の施策を行っているが、若年層の減少、出生率の低下により今後も減少は続くものと思われる。

男女別の人口の推移については、平成 22 年から平成 27 年までに男は 7.3%の減少率、女は 6.2%の減少率で、平成 27 年から令和 2 年までには男は 6.4%の減少率、女は 5.3%の減少率であり、男女とも若年層の都市への流出が大きな要因と思われ、今後もこの傾向は続くものと思われる。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、令和 7 年度における生産年齢人口は 2,591 人で平成 27 年と比較して 21.7%減少し、高齢者人口は 2,570 人で 3.3%減少すると予測される。

総人口においては、5,730 人で 14.3%減少するという推計が出ており、大きな課題を残している。

また、当麻町人口ビジョンによると、今後も人口の減少は継続すると見込んでいるが、町独自推計

の見通しでは、当麻町の施策による効果が着実に反映されれば、総人口は令和 7 年で 5,894 人、令和 42 年で 3,928 人となっている。

産業構造については、当町は稲作を中心として、そ菜、花きなどを取り入れた農業が基幹のまちであったが、生産額・就業構造面とも第一次・第二次・第三次均衡型に近いものとなっている。

農家一戸あたりの平均耕地面積は 9.9ha であり、近年の農業をめぐる諸情勢から離農や兼業化が進んでおり、今後もこの傾向は続くものと思われる。移住新規農業者は徐々に増加しており、今後も増加していくものと思われる。

第二次産業については、木材・木製品製造業、コンクリート工場、アスファルトプラント、砂利碎石工場、鉄工場、電子管工場、建設業などが企業を中心となっている。

第三次産業は中小商店・事業所等がほとんどであり、近年、商業については、町外の郊外型大型店の影響により購買力の流出が目立ってきており、廃業する商店等も増加しているが、新規開店の商店・事業所も出て来ている。

就業構造は、第一次産業が昭和 35 年には 72.7%を占めていたが、平成 27 年には 29.3%と大きく減少し、第二次産業は、昭和 35 年に 10.6%であったものが平成 27 年には 15.7%と 5.1%の増加、また第三次産業では、昭和 35 年に 16.7%であったものが、平成 27 年には 54.8%と 38.1%増加してきている。

第一次産業の減少は、離農や担い手不足などによるものと思われ、第二次、第三次産業の増加は、事業所等の増加によるものと思われる。

第一次産業の今後については、稲作の情勢は不安定であるが、稲作を中心としたそ菜・花きなどの複合経営は増加すると思われる。離農や担い手不足に対する決定的な施策は厳しい状況にあるので、就業人口は減少するものと思われる。

第二次産業の今後については、木材関係、電子管工場、コンクリート工場などは継続的な不況であるが、現状を維持することにより、就業人口は保たれるものと思われる。

第三次産業の今後については、第一次産業や第二次産業の反映によるところが大きいですが、就業人口は保たれるものと思われる。

したがって、当町の産業構造は、第一次産業の減少により、第二次・第三次産業への傾斜が進むものと思われる。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 13,592		人 12,622	% △7.1	人 11,068	% △12.3	人 9,986	% △9.8	人 9,619	% △3.7	人 9,044	% △6.0
0 歳～14 歳	4,606		3,637	△21.0	2,860	△21.4	2,343	△18.1	1,968	△16.0	1,607	△18.3
15 歳～64 歳	8,343		8,281	△0.7	7,365	△11.1	6,637	△9.9	6,456	△2.7	6,040	△6.4
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	3,620		3,368	△7.0	2,561	△24.0	2,051	△19.9	1,901	△7.3	1,629	△14.3
65 歳以上 (b)	643		704	△9.5	843	19.7	1,006	19.3	1,195	18.8	1,397	16.9
(a)／総数 若年者比率	% 26.6		% 26.7	—	% 23.1	—	% 20.5	—	% 19.8	—	% 18.0	—
(b)／総数 高齢者比率	% 4.7		% 5.6	—	% 7.6	—	% 10.1	—	% 12.4	—	% 15.4	—

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,383	% △7.3	人 7,893	% △5.8	人 7,643	% △3.2	人 7,473	% △2.2	人 7,087	% △5.2	人 6,689	% △5.6
0 歳～14 歳	1,296	△19.4	1,030	△20.5	913	△11.4	893	△2.2	809	△9.4	721	△10.9
15 歳～64 歳	5,468	△9.5	4,999	△8.6	4,612	△7.7	4,215	△8.6	3,773	△10.5	3,309	△12.3
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,372	△15.8	1,208	△12.0	1,097	△9.2	897	△18.2	665	△25.9	639	△3.9
65 歳以上 (b)	1,619	15.9	1,864	15.1	2,118	13.6	2,365	11.7	2,505	5.9	2,659	6.1
(a)／総数 若年者比率	% 16.4	—	% 15.3	—	% 14.4	—	% 12.0	—	% 9.4	—	% 9.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 19.3	—	% 23.6	—	% 27.7	—	% 31.6	—	% 35.3	—	% 39.8	—

表 1－1（2） 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成 22 年 3 月 31 日		平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 7,277	—	人 6,790	—	% △6.7	人 6,397	—	% △5.8
男	3,390	% 46.6	3,142	% 46.3	△7.3	2,941	% 46.0	△6.4
女	3,887	% 53.4	3,648	% 53.7	△6.2	3,456	% 54.0	△5.3

区 分		平成 31 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日		
		実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		人 6,451	—	% △1.3	人 6,373	—	% △1.2
男 (外国人住民除く)		2,986	% 46.3	△1.2	2,925	% 45.9	△2.0
女 (外国人住民除く)		3,465	% 53.7	△1.3	3,448	% 54.1	△0.5
参 考	男 (外国人住民)	11	78.6	—	8	66.7	△27.3
	女 (外国人住民)	3	21.4	—	4	33.3	33.3

表 1－1（3）人口の見通し（当麻町人口ビジョン）

区 分	令和 2 年	令和 12 年	令和 22 年	令和 32 年	令和 42 年
総人口	人 6,292	人 5,509	人 4,821	人 4,310	人 3,928
0 歳～14 歳 比率	% 10.0	% 10.4	% 12.1	% 14.0	% 14.8
15 歳～64 歳 比率	% 48.5	% 47.6	% 47.1	% 48.5	% 54.0
65 歳以上 比率	% 41.4	% 42.0	% 40.7	% 37.5	% 31.2

表 1－1（4） 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 7,391	人 6,458	% △12.6	人 6,003	% △ 7.0	人 5,348	% △10.9	人 5,341	% △ 0.1
第一次産業 就 業 人 口 比 率	% 72.7	% 66.5	—	% 64.1	—	% 52.3	—	% 43.6	—
第二次産業 就 業 人 口 比 率	% 10.6	% 11.2	—	% 11.3	—	% 18.6	—	% 23.3	—
第三次産業 就 業 人 口 比 率	% 16.7	% 22.3	—	% 24.6	—	% 29.1	—	% 33.1	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 5,088	% △ 4.7	人 4,718	% △ 7.3	人 4,404	% △ 6.7	人 4,130	% △ 6.2	人 3,816	% △ 7.6
第 一 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 43.1	—	% 37.6	—	% 34.1	—	% 29.7	—	% 30.8	—
第 二 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 21.4	—	% 24.2	—	% 25.6	—	% 26.5	—	% 17.3	—
第 三 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 35.5	—	% 38.2	—	% 40.3	—	% 43.8	—	% 51.9	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 3,424	% △ 10.3	人 3,299	% △ 3.7
第 一 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 30.6	—	% 29.3	—
第 二 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 16.7	—	% 15.7	—
第 三 次 産 業 就 業 人 口 比 率	% 52.4	—	% 54.8	—

(3) 市町村行財政の状況

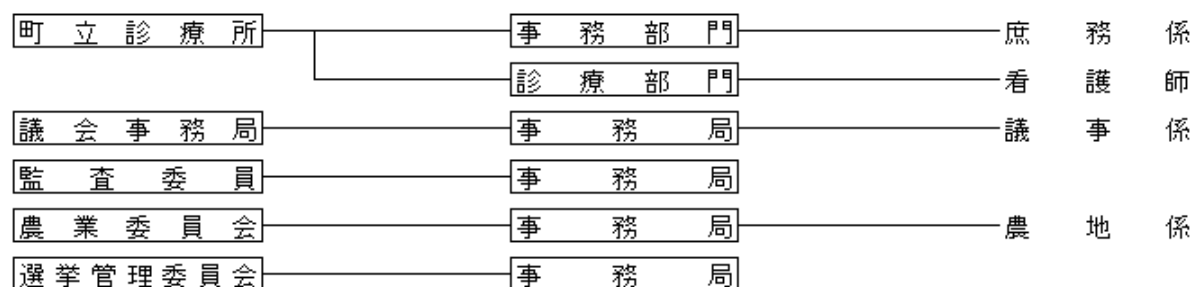
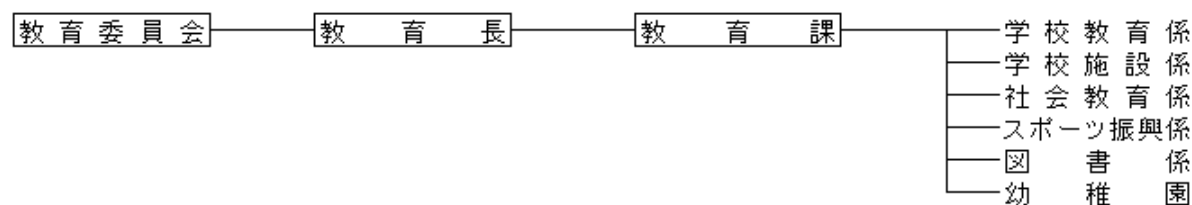
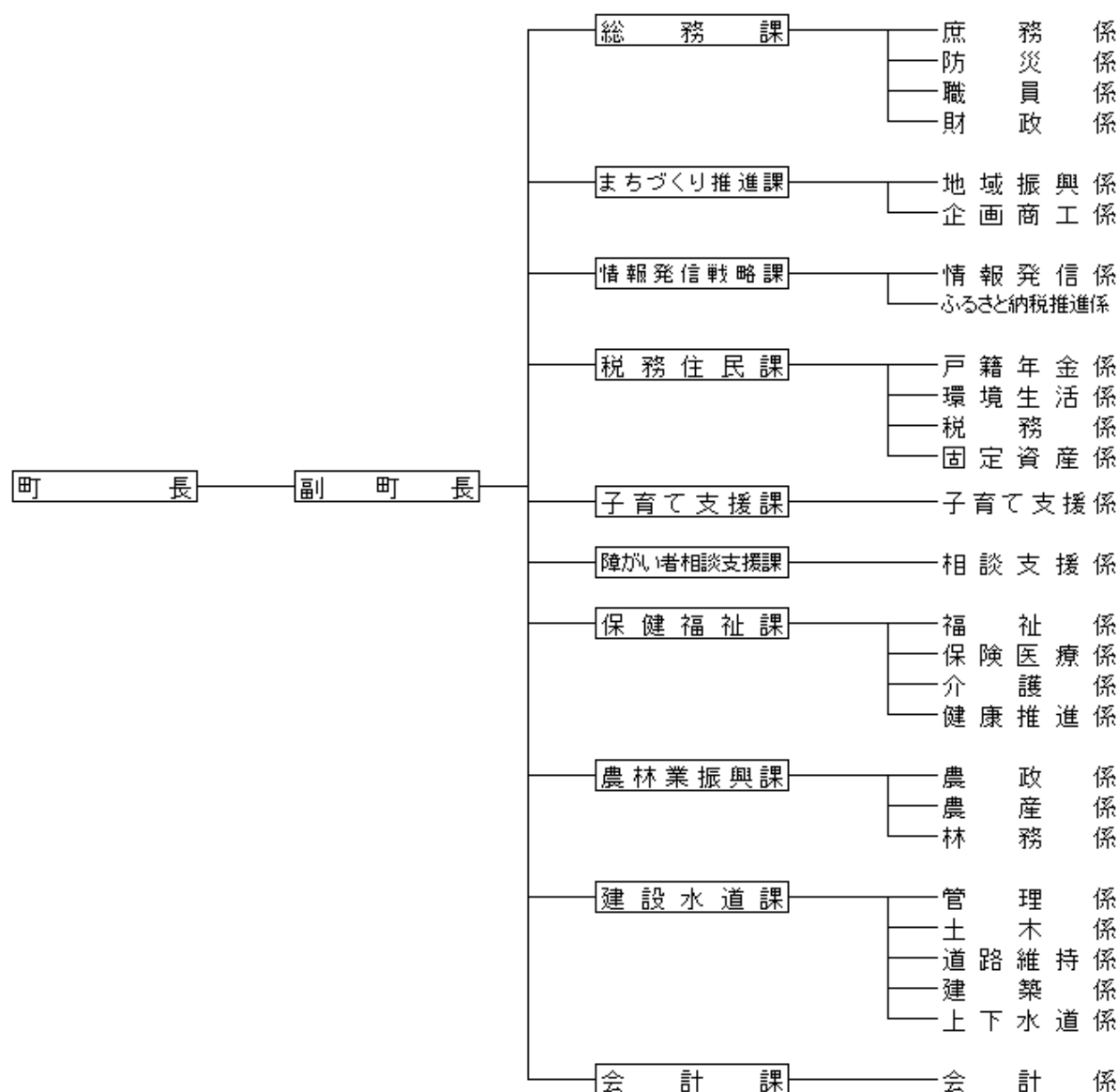
① 行政の状況

現在の町行政機構は 10 課のほか議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員の各事務局及び町立診療所がある。職員数は 118 人（令和 3 年 4 月 1 日現在）である。また、広域行政機構は、3 町で構成される大雪浄化組合、4 町で構成される愛別外 3 町塵芥処理組合、6 町で構成される大雪消防組合の 3 つの一部事務組合があり、他に上川広域滞納整理機構の広域連合、上川中部の 1 市 8 町で構成される上川中部定住自立圏、5 町で構成される上川中部介護認定審査会及び上川中部障害支援区分審査会、4 町で共同設置される上川中部こども通園センター、上川中部基幹相談支援センターがあり、それぞれ必要な行政機構として機能している。

当町においても、人口の減少に反して行政需要は多種多様化しており、平成 12 年 4 月からは地方分権がスタートし、市町村における業務量は増大してきている。

今後は、行政需要・業務量の増大に対応するため、事務事業・組織・機構の点検を継続するなど行政サービスの充実・事務処理の円滑化・効率化を高めるとともに職員の資質の向上を図る。

表1-(4) 行政機構図



② 財政の状況

地方財政を取り巻く厳しい情勢の中で、多様化する行政需要に対応しながら、健全財政を基本として財政運営に努めてきた。

当町は自主財源に乏しく、一般財源のほとんどは地方交付税であり、財政状況は国の施策に大きく左右される状況にあるが、財政健全化の取り組み効果が徐々に現れて来ている。

このような財政状況を認識した上で、各事業、施策の優先順位と実効性を検討しながら財政計画を策定し、この財政計画を今後も遵守していく。

また、自主財源の確保、受益者負担の適正化に努め、財政健全化に今後も取り組んでゆく。

表 1－2（１） 市町村財政の状況

（単位：千円）

区 分	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	5,884,886	5,734,007	5,661,376	6,422,493
一般財源	3,172,054	3,156,056	3,129,678	3,242,963
国庫支出金	1,618,885	470,072	673,283	418,146
都道府県支出金	210,387	372,700	355,388	308,895
地方債	546,187	1,245,180	946,488	1,075,042
うち過疎対策事業債	158,100	948,100	441,000	446,300
その他	337,373	489,999	556,539	1,377,447
歳出総額 B	5,631,803	5,560,662	5,512,947	6,377,547
義務的経費	1,745,321	1,714,317	1,747,345	2,127,954
投資的経費	1,655,069	1,577,256	1,159,258	815,902
うち普通建設事業	1,655,069	1,577,256	1,159,258	815,902
その他	2,105,404	1,061,925	2,406,490	3,261,102
過疎対策事業費	126,009	1,207,164	199,854	172,589
歳入歳出差引額 C（A－B）	253,083	173,345	148,429	44,946
翌年度へ繰越すべき財源 D	167,375	13,580	2,473	158
実質収支 C－D	85,708	159,765	145,956	44,788
財政力指数	0.21	0.20	0.21	0.22
公債費負担比率	14.8	13.2	13.1	21.9
実質公債費比率	11.2	6.9	4.4	5.9
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	74.6	77.9	79.2	85.3
将来負担比率	42.1	3.5	—	28.0
地方債現在高	5,008,829	6,018,608	7,559,027	9,371,635

③ 施設整備水準の状況

当町の生活関連施設については、住民ニーズに対応してその整備を図っている。
教育施設については、小学校に昇降設備の設置を行い、バリアフリーの対応に努めている。
体育施設については、スポーツセンターの改修を計画的に行い、スポーツ推進を図っている。
水道施設については、浄水場の建設整備を行い、安心安全なライフラインの整備を図っている。
他の施設についても、ある程度の整備は進んだが、逐次整備し水準を上げていく。

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末	令和 2 年度末
市町村道						
改良率（％）	24.6	55.9	68.6	70.6	70.7	71.0
舗装率（％）	20.4	39.4	59.0	65.1	65.1	67.1
農 道						
延 長（m）	3,152	0	0	311	311	0
耕地 1 h a 当たり農道延長（m）	1.1	0	0	0	0	0
林 道						
延 長（m）	91,295	110,695	134,899	142,019	143,019	143,874
林野 1 h a 当たり林道延長（m）	23.0	26.5	33.7	33.1	33.4	33.8
水道普及率（％）	81.6	85.2	87.7	89.7	90.0	91.9
水洗化率（％）	(0.6)	15.8	67.7	78.5	78.5	88.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	2.0	2.2	2.3	0	0	0

（4）地域の持続的発展の基本方針

表 1－3（1） 世帯数の推移（国勢調査）

区 分	昭和 45 年	昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年	
	実 数	実 数	増加率	実 数	増加率	実 数	増加率	実 数	増加率
世帯数	世帯 2,513	世帯 2,452	% △ 2.4	世帯 2,474	% 0.9	世帯 2,487	% 0.5	世帯 2,438	% △ 2.0

区 分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増加率	実 数	増加率	実 数	増加率	実 数	増加率	実 数	増加率
世帯数	世帯 2,490	% 2.1	世帯 2,657	% 6.7	世帯 2,782	% 4.7	世帯 2,743	% △1.4	世帯 2,698	% △1.6

過疎の状況は人口、産業ともに進行している。若年層の流出は依然として続き、高齢化も進み、生産機能は低下傾向にある。

しかし、これまでに実施してきた過疎地域自立促進特別措置法及び過疎地域自立促進計画による定住施策などの過疎対策の実施により人口は 6,689 人で減少数 398 人、減少率 5.6%、世帯数 2,698 世帯で減少数 45 世帯、減少率 1.6%（いずれも前回国勢調査との比較）となり一定の成果はあった。

当町は優れた立地条件に恵まれ、さらにすばらしい自然と資源があり、発展の可能性がある町であることを一層認識し、様々な条件、可能性を積極的に生かしながら、活力ある地域の創造を目指す。

次の施策は第 5 次当麻町総合計画等に基づいており、北海道総合計画、上川中部定住自立圏共生ビジョン等の各種施策にも基づいている。

当町では次の基本的な施策を実施する。

① 資源を生かし力強く活力あふれるまちづくり

○産業の振興

活力あるまちづくりのためには、まず農業・林業・商業・工業・観光などの各種産業の振興並びに雇用の増大を図り、所得の向上を図る必要がある。

当町は米を中心とした農業地帯として発展してきたまちであり、全道一の米産地としての評価を維持し続けるとともに、今後も米を基幹とし、そ菜・花きとの複合経営の実施により生産性の高い農業の確立とそ菜、花きの振興などによる経営基盤の充実を図る。

また、産業の振興は恵まれた自然・資源・地理的条件を最大限生かし、企業立地・地場産業の振興・起業の促進・観光開発等、活力ある産業構造の形成を進めていくよう事業の展開を図る。

② とともに育む心うるおうまちづくり

○教育文化の振興

教育は生き物であるといわれる。

人と人のふれあいがあって、初めて生きることを確認する。その「人と人のふれあい」こそが「教育」であり「文化」であるといえる。

この教育の新鮮度を保つためには、自らが自分をつくりあげる自立的な向上意識が基本になれば不可能である。家庭・地域・学校・教育機関などが連携して、一体的で創造性豊かな教育の充実を図り、また、生涯を通じて、心と体の充実した生活を送り、ふれあいと交流ができるように、社会教育・文化・スポーツの充実を図る。このため、家庭教育・学校教育・社会教育などの連携を強め、生涯学習の充実を図る。

③ 人と自然が調和した安全・安心なまちづくり

○生活環境の充実

時代の変遷で若年層の流出、人口の高齢化など、地域の活力を弱める条件が生じ、その対応が求められている。

このような状況に応じ、町民生活における都市的快適さの推進を図るため、中心市街地の活性化や快適な冬を過ごせる魅力ある生活環境づくりを進める。このため、既存施設の有効活用を図ることはもちろんのこと施設面の整備にとどまらず、全町民が心をつなげた連携意識の向上を図っていく。

当町は、限られた土地の中で、恵まれた自然と調和しつつ、特性を生かして明るく住み良いまちづくりを図っていく必要がある。このため、長期的展望に立った土地利用の推進と町民生活の安全・安心・快適・利便性を図り、公園・宅地・住宅などのハード面と住み良いまちのソフト面を充実し、魅力ある社会環境づくりに努め、定住促進を図る。

また、くらしと産業を支える交通アクセスの整備についても、その推進を図る。

④ 健やかにいきいきと笑顔で暮らせるまちづくり

○健康づくりと福祉の充実

長寿時代に対応して「自らの健康は自分でつくる」という意識の高揚に努め、乳児から高齢者までが穏やかに毎日を暮らせるように健康づくりと保健活動を推進していく。

町民一人ひとりが互いに支え合う福祉意識の高揚に努め、高齢者や障がいのある方などが安心して

生活できる福祉の充実と健康づくり・福祉・医療の連携を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

○人口に関する目標

目標項目	目標値（令和7年度）
①合計特殊出生率	1.60
②新たな交流人口の拡大	30,000人/年

○雇用の創出に関する目標

目標項目	目標値（令和7年度）
①施設や店舗の立地等による新たな雇用者の増加	20人（5ヵ年累計）
②施設や店舗の新築・改築	新築・改築併せて10件（5ヵ年累計）

○移住・定住に関する目標

目標項目	目標値（令和7年度）
①町外からの転入者数	200人（5ヵ年累計）
②移住・定住世帯数	50世帯（5ヵ年累計）

○観光・生活基盤の確保に関する目標

目標項目	目標値（令和7年度）
①観光入込客数	40万人/年
②スクールバスや福祉バス、タクシーの運行維持	2020年時点の公共交通体系の維持

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

今後において関係機関が連携の下で目標実現に向けて、より具体的かつ実効性のある検討・協議を継続的に行うことが重要である。

そのため、毎年度、各数値目標等をもとに、PDCAサイクルにより、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて計画を見直すこととする。

検証に際しては、その妥当性・客観性を担保するために外部有識者で構成される当麻町まち・ひと・しごと地方版総合戦略策定委員会を活用するとともに、町と町議会が車の両輪となって推進されるよう十分な審議を経るものとする。

(7) 計 画 期 間

この計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5ヵ年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

この計画に記載された全ての公共施設等の整備は公共施設等総合管理計画に適合する。

なお、公共施設等総合管理計画の内容は下記のとおりである。

① 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

○点検・診断等の実施方針

今後も継続的に利用する施設は、予防保全の観点から計画的に点検、診断を実施する。

○維持管理・修繕・更新等の実施方針

民間活力の積極的な導入などについて検討を行い、維持管理や更新等に係るコスト削減に努める。施設の更新時は、省エネ化の推進や長期にわたり維持管理がしやすい仕様にするなど維持管理等の縮減に努める。

○安全確保の実施方針

安全性が懸念される施設や老朽化が進行している施設、利用見込みがない施設については、安全確保のための対策を講じる。

避難に配慮を必要とする施設や不特定多数が利用する施設は優先的に安全性の確保に努める。

○耐震化の実施方針

耐震性が十分に確保されておらず、避難に配慮を必要とする施設や不特定多数の方が利用する施設は、速やかに対策を講じる。

○長寿命化の実施方針

長寿命化の必要性やその効果を踏まえ計画的に対応することで、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化に努める。

○統合や廃止の推進方針

人口の規模にあわせながら、施設規模の適正化・施設の適正配置に努める。

施設規模の適正化（集約化・複合化）により移動困難者が多くなることが想定されるため、移動サービスなどのソフト面の対応充実もあわせて推進する。

施設規模の維持となる「施設重視」から「機能重視」への転換を図り、施設規模の縮減を進めても、機能の集約化、複合化を図ることで、行政サービス及び利便性の向上に努める。

「施設の統廃合」にあたっては、施設の利用状況、建物性能、管理運営コストなどの多面的な評価に基づき、検討・実施する。

○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

これまで所管部署で個別で管理されてきた公共施設等の情報を一元化し、企画担当課が中心となり、各所管部署と協議・連携を図りながら、全庁体制で計画の推進を図る。

② 改善方針

○利用されていない施設の廃止

利用がされていない施設や今後、利用の見込みがない施設は速やかに用途廃止する。

○長寿命化及び適切な維持管理

施設の維持管理等を適切に行い施設を有効にかつ長期活用するとともに、ライフサイクルコスト削減の効果が期待できる施設は長寿命化を計画的に進める。

○保有量の適正化

人口規模にあわせて、施設規模の縮減を進める。

○民間や近隣市町との連携

PPP／PFI 事業などの官民連携による民間資金、ノウハウの活用・導入について検討を行い、効果が期待できる施設・事業は積極的に推進し更新費用等の縮減に努める。

施設規模が大きく、多様な利用者が使用する施設については、近隣市町と連携・協力することで、町独自で所有する施設を減らしていき、更新費用等の縮減に努める。

○受益者負担など

受益者負担の適正化を図るなどの財源の確保に努めるとともに公平性を維持する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

当町は平成 18 年以降、転出者が転入者を上回る転出超過が続いていたが、各施策の成果もあり平成 29 年には転出と転入数が均衡するようになった。通勤・通学においては、町外への移動が多くみられ、旭川市をはじめとする周辺地域のベッドタウンとなっている。人口流出を防ぐための定住促進策や新たな雇用の受け皿となる移住しやすい環境整備が引き続き必要である。

② 地域間交流

当町の都市等との地域間交流は、当町出身者の東京当麻会が中心となっている。

東京当麻会は、当町の夏のイベント「とうま蟠龍まつり」に来町し参加しており、今後も地域間交流を促進する必要がある。

③ 人材育成事業

過疎地域の持続的発展には産業振興や定住人口の増、雇用人口の増などはもちろん必要であるが、まちを支える人材の育成も不可欠である。

当町では、「まちづくりは人づくりから」という観点に立って、人材の育成が全ての計画の鍵であり、持続的発展につながるものであると考えている。

(2) その対策

- 1 地域間交流を推進する。
- 2 空き家の利活用を推進する。

(3) 計 画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住			
		未来へつなぐ宅地循環促進事業 空き家等を購入した方に、除却及び建替え費用の一部を助成することにより、定住の促進と地域コミュニティの活性化を図る。また、町産材の消費についても推進される。	当麻町	
	地域間交流			
		東京当麻会交流事業 当麻町出身者が中心となり、ふるさと当麻町との交流や情報発信で関係人口の創出・拡大を図る	当麻町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、基本的な方針として「人口の推移にあわせて適正化対象施設の公共施設規模の適正化を図っていきます。」と定めている。

本計画においても、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業の振興

表 2－(1) 水田・畑作付面積の推移

(単位：h a)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
水田総面積	3,571	3,566	3,566	3,570	3,569	3,570
水 稲	2,633	2,624	2,607	2,602	2,567	2,595
その他	938	942	959	967	1,002	975
畑	470	473	482	485	491	491
合 計	4,041	4,039	4,048	4,055	4,060	4,061

資料：農林業振興課

表 2－(2) 産業別就業人口の推移

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	人	%	人	%	人	%
第一次産業	1,175	30.8	1,048	30.6	968	29.3
農 業	1,157	30.3	1,024	29.9	947	28.7
林 業	16	0.4	22	0.6	19	0.6
水 産 業	2	0.1	2	0.1	2	0.1
第二次産業	661	17.3	571	16.7	519	15.7
鉱 業	—	—	5	0.2	3	0.1
建 設 業	389	10.2	295	8.6	266	8.1
製 造 業	272	7.1	271	7.9	250	7.6
第三次産業	1,975	51.8	1,794	52.4	1,808	54.8
卸売業・小売業	580	15.2	443	12.9	446	13.5
金融・保険業・不動産業	39	1.0	29	0.8	23	0.7
運輸・通信業	157	4.1	170	5.0	138	4.2
電気・ガス・水道業	7	0.2	5	0.1	2	0.1
飲食・宿泊業	98	2.6	128	3.7	146	4.4
医療・福祉	322	8.4	346	10.1	393	11.9
教育・学校支援事業	106	2.8	101	2.9	97	2.9
複合サービス業	90	2.3	66	1.9	65	1.9
サービス業	413	10.8	199	5.8	205	6.2
情報通信業	—	—	9	0.3	9	0.3
不動産業・物品賃貸業	—	—	22	0.6	23	0.6
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	27	0.8	34	1.0
生活関連サービス業・娯楽業	—	—	113	3.3	86	2.6
公務	163	4.3	136	4.0	141	4.3
分野不能の産業	5	0.0	11	0.3	4	0.1
合 計	3,816	100.0	3,424	100.0	3,299	100.0

資料：国勢調査

当町は、稲作を基幹とする農村として発展してきており、稲作とそ菜・花きとの複合経営により、農業経営の安定を目指している。

販売農家戸数は令和 2 年現在 342 戸で、総戸数の 15%を占めている。

表 2－（3） 販売農家戸数の推移

区 分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
農 家 戸 数	569 戸	465 戸	405 戸	342 戸

資料：農林業センサス

農家戸数は 342 戸と過去 10 年間で 123 戸減少した。これは農業を取りまく諸情勢の変化と土地の流動化などによる大規模経営と小規模経営の 2 極化などが大きく影響しているものと思われる。また、大規模経営農家の中には、農業法人等の農業経営体へ移行するものも増えている。

表 2－（4） 年齢別農業就業人口の推移

区 分	15 歳～29 歳	30 歳～59 歳	60 歳以上	合 計
平成 17 年	(4.2%) 46 人	(40.7%) 443 人	(55.1%) 599 人	1,088 人
平成 22 年	(5.9%) 54 人	(34.5%) 319 人	(59.6%) 550 人	923 人
平成 27 年	(5.9%) 55 人	(34.1%) 317 人	(60.6%) 559 人	931 人
令和 2 年	(5.1%) 39 人	(30.1%) 231 人	(64.8%) 497 人	767 人

資料：農林業センサス

また、農業就業人口は平成 22 年には、923 人であったが、令和 2 年には 767 人に減少しており、同期間の総人口の減少率を大幅に上回り、16.9%の減少率となっている。

これは、離農や農業の機械化・近代化による余剰労働力の農業外就業、農業経営体への移行等の要因が考えられる。また、30 歳未満の農業就業者数は 39 人で農業者全体の 5.1%にすぎず、担い手不足は深刻な社会問題となっている。

経営規模から見ると、一戸当たりの平均経営規模面積は 9.9ha と平成 22 年と比較して 3.5ha 増加している。これは、離農等により農家戸数の減少により、一戸当たりの平均経営規模面積の増加が考えられる。

経営耕地面積規模の推移については、5ha 以上の農家は平成 27 年に 209 戸だったものが令和 2 年には 170 戸に減少している。これは、担い手不足により経営規模拡大が難しい現状にあるものと考えられるが、稲作を中心とした複合経営が増加している。

表 2－（５） 経営耕地面積規模の推移

区 分	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
自 給 的 農 家	(24. 4%) 153 戸	(26. 7%) 153 戸	(27. 6%) 134 戸
1ha 未満	(10. 2%) 64 戸	(11. 9%) 68 戸	(11. 3%) 55 戸
1ha～2. 99ha	(14. 8%) 93 戸	(12. 8%) 73 戸	(12. 6%) 61 戸
3ha～4. 99ha	(13. 8%) 86 戸	(12. 0%) 69 戸	(13. 4%) 65 戸
5ha～9. 99ha	(15. 8%) 99 戸	(14. 0%) 80 戸	(11. 8%) 57 戸
10ha 以上	(21. 0%) 132 戸	(22. 6%) 129 戸	(23. 3%) 113 戸
計	627 戸	572 戸	485 戸

資料：農林業センサス

表 2－（６） 農業経営体の推移

区 分	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
法人化している経営体数	14	19	17

資料：農林業センサス

これらの複合経営での主な作物は、そ菜・花きなどである。複合経営での作物の出荷額では、キュウリ・ミニトマト・スイカ・キク・バラ・カーネーションが上位を占めている。

機械施設等については、個人所有装備が多かったが、平成 9 年にカントリーエレベーターの完成により、過剰投資は減少してきている。またそ菜・花き育苗施設や輪菊撰花システムの導入により、均一の撰花、過重労働の軽減、余剰労働力を生産量の拡大に結びつけることが可能となった。さらに種籾温湯消毒処理施設の導入により、農業に極力頼らない水稻栽培により消費者に対して安心・安全なお米の提供が可能となった。

土地の基盤整備については、今日の農業情勢を踏まえ、よりコストをかけない基盤整備を推進する必要がある。また、大雪頭首工、導水幹線用水路、当麻幹線用水路については、老朽化により平成 25 年度に改修工事に着手し、令和 4 年度完成予定である。

農業担い手対策については、農業自体の振興対策はもちろんのこと、認定農業者の拡充、後継者花嫁対策、研修事業、新規就農相談などのきめ細かい施策も必要である。

経営規模や機械施設等については、営農集団や農業法人による機械施設等の共同利用や、農作業受委託の推進、農業法人等の農業経営体への移行等を図り、農業経営の投資圧迫を取り除いて生産費の低減を図る一方、農地の保全や集積等も必要である。

安定的な農業経営を実施するために、北海道一の評価を得ている稲作を中心としたそ菜・花き等の複合経営の推進も必要である。また、農産物の特産化、産地化、量産化するとともに高品質安定供給の推進が必要である。

今後とも、農業関係機関が集まっている農林業合同事務所を中心に各種団体や関係機関が一丸となって、新品種の導入、安心で安全な高品質の良食味米・高品質安定供給できる農産物の生産、加工品の商品化、地産地消運動の推進、旭川空港や高速道路を利用した道内外への出荷体制の確立などが必要であるとともに、地場産業として推進していくことも必要である。このためには、認定農業者を中心として推進を図るとともに、認定農業者の増加と若手リーダーの育成も必要である。

また、農業の近代化により生じる余剰労働力の町内における職場確保も必要である。クリーン農業や環境に配慮した農業の推進も必要である。

畜産については、激動する畜産経済に対応するための安定経済の確立が必要である。

表 2－（7） 認定農業者数の推移

区 分	平成 26 年	平成 28 年	平成 30 年	令和 2 年
認 定 農 業 者 数	218 人	221 人	216 人	199 人

資料：農林業振興課

② 林業の振興

当町の森林面積は 13,387ha で、行政区域面積の約 65%を占めている。その内訳は町有林 4,425ha、私有林 2,868ha、旭川市有林 1,066ha、道有林 4,986ha、国有林 41ha である。

町有林における蓄積量は針葉樹 419 千 m^3 、広葉樹 424 千 m^3 で合計 843 千 m^3 を有しており、1ha 当たりの蓄積量は 191 m^3 となっている。

当町の林業・木材産業は、この豊かな森林資源を背景に地域の基幹産業として発展してきた。しかし、森林林業をとりまく状況は近年の長引く木材価格の低迷により依然として厳しい状況に置かれており、適切な森林経営を目指した計画的な森林整備を推進する必要がある。

町有林の人工林が成熟期を迎え、利用可能な森林資源が増加し続ける中、その活用を継続する体制整備が必要である。

また、林業就業者不足も深刻な問題であり、林業事業体の強化を図ることも重要な課題である。

今後は、偏った年齢構成を平準化させ持続可能な資源としての循環型林業の確立や、関連産業と連携した林業振興が必要である。

③ 工業の振興

当町の工業は、木材、木製品、窯業・土石製品、金属製品製造業、電気機械器具製造業を中心として発展してきたが、長引く経済不況により、従業員数、製造品出荷額ともに減少していたものの、近年は、ゆるやかではあるが増加している。

また、当町の第二次産業の就業構造をみると、建設業の従業員数は増加している。建設業の従業員数は兼業が多いが、製造業従業員同様、生活基盤として重要な位置にある。

しかし、各企業とも中小企業であり、経済変動の波を直接受けやすい。このため、雇用機会の増大、健全経営の促進、経済の発展のためには、工場新增設等に対して、各種助成や優遇措置を実施しながらの工業、建設業の振興が必要である。

表 2－（8） 製造業の推移

区 分	平成 29 年			平成 30 年			令和元年		
項 目	事業 戸数	従業員 数 (人)	製造品 出荷額 (百万円)	事業 戸数	従業員 数 (人)	製造品 出荷額 (百万円)	事業 戸数	従業員 数 (人)	製造品 出荷額 (百万円)
総 数	16	283	6,483	17	318	7,006	16	330	7,166
食 品 製 造 業	1	9	—	1	8	—	1	8	—
木 材 ・ 木 製 品 及 び 家 具 装 備 品 製 造 業	4	59	1,566	4	98	1,745	3	94	—
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	5	75	1,748	6	83	2,278	6	92	2,175
金 属 製 品 製 造 業	3	50	756	3	47	840	3	50	821
電 気 機 械 器 具 及 び そ の 他 の 製 造 業	3	90	—	3	82	—	3	86	—

資料：工業統計調査

表 2－（ 9 ） 建設業の推移

区 分	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年
事 業 所 数	30	27	25
従 業 員 数	139	131	157

資料：経済センサス

近年は、不況により工場等を閉鎖する事業所も増えているが、企業進出等により立地企業も増えてきている。

旭川中心部・旭川鷹栖 I C・旭川空港から 30 分圏内、札幌から 2 時間圏内、旭川北 I C、比布 J C T、愛別 I C から 15 分圏内という立地条件を生かした企業立地の促進対策も必要である。

④ 地場産業の振興・起業の促進

当町の地場産業は、農業を中心として、林業、製造業、建設業、商業等が主なものである。

農業については、農作物を出荷するだけでなく、高品質、高価格で販売するための施設、カントリ－エレベーター増設の協議、流通や販売対策が必要である。また、農作物を加工して、製造業等への起業促進を図るための整備も必要である。

林業や木工業等については、木材需要の喚起を促進するとともに、各種地場産業へ波及効果の大きい住宅を中心とした建設業への振興・支援が必要である。

製造業や商業等の振興を図るための低利融資制度も必要である。

地場産業の振興を図るためには、地場資源を生かすとともに、各産業を有機的に結びつける施策が必要であり、また、地場産品、特産品の販売及び P R を促進するため、施設の管理運営が必要である。

製造業や商業等の増改築に対する助成制度や優遇措置も必要である。

起業の促進を図るために、空き店舗や空き地に有効利用に対する助成制度も必要である。

⑤ 商業の振興

商業の推移をみると、平成 28 年調査では商店数、年間商品販売額ともに増加傾向にある。

当町の商業は、過疎化に加えて多様化する消費者ニーズやライフスタイルの変化、モータリゼーションの進展による町外大型店等への購買力の流出など、厳しい状況が依然続いている。

このような中で、商業が活力を保ち発展するためには、商店個々の経済力はもちろんであるが、魅力ある商店街づくりが必要である。

表 2－（ 10 ） 商店の推移

区 分	平成 24 年			平成 26 年			平成 28 年		
	商店数	従業員数 (人)	年間商品 販 売 額 (百万円)	商店数	従業員数 (人)	年間商品 販 売 額 (百万円)	商店数	従業員数 (人)	年間商品 販 売 額 (百万円)
総 数	53	238	5,627	54	283	8,132	62	284	9,767
一般卸売業	8	38	2,474	10	44	2,558	11	56	4,275
織物・衣服 身のまわり	6	14	93	4	12	946	5	16	96
飲食料品	14	127	1,653	12	127	1,600	15	114	1,501
自動車・自転車									
家具・建具じゅう器									
機械器具	3	6	48	2	3	—	4	7	60
無店舗	4	5	32	5	7	80	4	7	55
その他小売業	18	48	1,327	21	90	—	23	84	3,781

資料：経済センサス

また、商店主の高齢化や後継者不足による廃業商店の空き店舗、空き地もでてきており、空き地・空き店舗活用の補助制度や店舗増改築の補助制度、中小企業融資制度も必要である。

今後は、商工会等との連携を強化し、ソフト面での経営の充実や設備・施設の近代化、経営管理の合理化等による企業体質の強化促進を図る必要がある。

農林業や工業・建設業・観光・起業促進・定住人口の増などの側面からの支援施策を推進する必要がある。

⑥ 観光・レクリエーション

当町の観光・レクリエーションは道の駅とうまをインフォメーションセンターとして、当麻鐘乳洞、フィールドアスレチックや昆虫館、くるみなの庭、温浴施設のあるとうまスポーツランドを中心に展開している。

「食育・木育・花育」をテーマに集客やイベントを実施しているが、観光施設については観光客が減少している。

観光・レクリエーションは、関連産業や地域の持続的発展に重要な役割を担っていることから、各観光施設等で地場産品の農産物や木工芸品等の販売の促進が必要である。

また、当町は大雪連峰からも近く、自然が多く残っている地域である。とうまスポーツランドのフィールドアスレチック等も自然を生かした中での整備が必要である。

観光ホスピタリティーのさらなる向上を図るため観光施設の設備を充実する必要がある。

イベントについても、旭川から 30 分圏内という立地条件を生かした中での推進が必要である。

広域観光を推進するために、道道等の整備も必要である。

地域資源を活用した「食育・木育・花育」体験を推進する。

(2) その対策

- 1 農業担い手育成対策を推進する。
- 2 農産物高品質化・高価格化の設備の導入を推進する。
- 3 土地条件整備を推進する。
- 4 農産物の流通販売施設を整備する。
- 5 集落営農集団・農業生産法人を育成する。
- 6 農業生産コストの低減と複合化を推進する。
- 7 農産物の特産化・産地化・量産化を推進する。
- 8 農産物の生産・流通・販売を推進する。
- 9 農産物加工施設の整備を推進する。
- 10 農業経営の安定と生産の向上を図る。
- 11 集出荷施設などの近代化施設、設備の整備を推進する。
- 12 安心安全な農作物の生産を推進する。
- 13 農業近代化設備の導入を推進する。
- 14 地場産業の振興を図る。
- 15 中山間地域集落の農業生産活動促進を図る。
- 16 造林・保育・間伐等の森林整備を推進する。
- 17 林業労働力対策を推進する。
- 18 林業近代化を推進する。
- 19 工業の振興と雇用機会の増大を図る。
- 20 起業立地を推進する。
- 21 町内企業による住宅建設を推進する。
- 22 起業の促進を図る。
- 23 観光・レクリエーション施設の整備を推進する。
- 24 イベントを推進する。
- 25 広域観光ルートの整備を推進する。
- 26 農業・林業・工業・建設業・商業・観光等の各産業の連携を図る。
- 27 林業専用道の整備を推進する。

- 28 町産材木材の地産地消を推進する。
- 29 私有林の長期ビジョンを推進する。
- 30 観光施設及び特産品等の販売における指定管理者制度の促進を図る。
- 31 農業体験施設を整備し、特色ある事業を推進する。
- 32 「食育・木育・花育」体験を推進する。

(3) 計 画
事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業			
		土地条件整備事業	当麻町	
		中山間地域等直接支払制度事業	〃	
		多面的機能支払交付金事業	〃	
		農地中間管理機構事業	〃	
		農業競争力基盤強化特別対策事業	北海道	
		園芸施設導入事業	民間	
		隔離栽培導入事業	〃	
		JA コネクト導入支援事業	〃	
		接ぎ木ロボット導入支援事業	〃	
		国営当麻永山用水土地改良事業	国	
	林業			
		森林環境保全整備事業 造林・下刈・除間伐	当麻町	
		森林総合整備事業 作業道刈払・境界刈払・枝打ち	〃	
		森林総合研究所造林事業 除伐・間伐・裾枝払	〃	
		豊かな森づくり推進事業	〃	
		民有林等整備促進事業	森林組合 民間	
	(3) 経営近代化施設			
	林業			
		林業機械導入事業	森林組合 民間	
		製材加工機械導入事業	〃	
	(4) 地場産業の振興			
	試験研究施設			
		地場産品加工研究センター整備事業	当麻町	
	生産施設			
		中小企業融資事業	当麻町	
	(9) 観光又はレクリ エーション			
		とうまスポーツランド整備事業	当麻町	
		アスレチック整備事業	〃	
		くるみなの散歩道等改修事業	〃	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	第1次産業			
		農業振興資金利子補給事業 町・農協の利子補給による無利息融資を実施することにより、農業機械等購入による農業経営近代化を図る。	当麻町	
		農業次世代人材投資事業（青年就農給付金事業） 青年就農者に対して給付することにより、農業担い手対策の推進を図る。	〃	
		町産材活用促進事業 町産材木材を活用し町内に住宅建設する者に対し、補助することにより、町産材の地産地消及び定住の促進を図る。	〃	

		中心経営体農地集積促進事業（負担軽減対策） 道営農業農村整備事業に伴う実施農家の負担軽減を行うことにより、安定的な農協経営を図る。	当麻町	
	商工業・6次産業化			
		とうまのお店元気事業 新規事業者等の店舗新築・改築及び町産材木材利用に係る費用の一部を助成することにより、商業振興及び町産材の地産地消を図る。	当麻町	
	観光			
		蟠龍まつり補助事業 蟠龍まつり補助を実施することにより、イベント内容の充実、観光需要の拡大を図る。	民 間	
		昆虫館管理運営委託事業 昆虫館の管理運営について、指定管理者制度を導入することにより、サービスの向上及び効率的な管理運営を図る。	当麻町	
		観光共通券事業 観光施設の利用促進のため、町内5カ所の観光施設を利用できる券を発行し、施設のPR及び利用者の増加を図る。	〃	
		仮装盆踊り大会補助事業 仮装盆踊り大会を実施することにより、イベント内容の充実、観光需要の拡大を図る。	民 間	
		くるみなの庭管理事業 季節にあわせた花や木に触れることで花育を推進し、観光需要の拡大を図る。	当麻町	
	その他			
		木育推進拠点施設管理事業 木工体験や木製のおもちゃなどに触れられることで木育を推進し、観光需要の拡大を図る。	当麻町	

（４）産業振興促進事項

産業の振興施策の実施においては、地方創生事業における連携協定を締結している金融機関との事業や、近隣市町と連携して行っているトライアルワーク事業を活用し促進する。

（い）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
当麻町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

（ii）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）その対策及び（３）計画のとおり

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、基本的な方針として「人口の推移にあわせて適正化対象施設の公共施設規模の適正化を図っていきます。」と定めている。

本計画においても、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 通信施設・情報化

町内の通信施設については、全町全戸にＩＰ告知端末機を設置し、防災行政放送等の情報伝達手段として活用する。また、広域情報通信システムとしては、北海道の総合情報ネットワークシステムを活用している。

当町は光ファイバーと通信線のハイブリット通信網の整備により全地域のインターネットの利用が可能となっているので今後は、通信・情報施設等を有効活用するとともに、情報通信基盤等の保守・管理を推進する。

(2) その対策

1 情報通信基盤施設等の保守・管理を推進する。

(3) 計 画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内 容	事業主 体	備 考
3 地域における情報化	(2)			
	過疎地域持続的 発展特別事業			
	情報化	ケーブルネットワーク管理事業 全町全域に布設している光ケーブルと通信線のハイブリット通信網において防災行政放送やインターネット等を有効活用するため情報通信基盤等の保守・管理を実施する。	当麻町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、基本的な方針として「人口の推移にあわせて適正化対象施設の公共施設規模の適正化を図っていきます。」と定めている。

本計画においても、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道 路

当町には国道 1 路線 9.1km、道道 5 路線 34.6km、町道 218 路線 240.8km がある。

国道は全面改良舗装済であり、旭川市境界から 7 条道路までの間は 4 車線に両側歩道が整備されている。

道道は改良、舗装とも 90%以上である。道道は各市町村を結ぶ幹線道路として年々交通量も増加しているため全面改良舗装及び交通安全施設の整備が望まれる。

町道は、生活と生産を支える大動脈と位置づけ、改良・舗装工事を積極的に進めているが、町道の改良は 170.9km、71.0%、舗装は 161.7km、67.1%である。

表 3 - (1) 道路の整備状況

令和 3 年 4 月 1 日現在

区 分	路線数	実延長	改良済	舗装済
国 道	1	9.1km	(100)% 9.1km	(100)% 9.1km
道 道	5	34.6km	(97.1)% 33.6km	(97.3)% 33.7km
町 道	218	240.8km	(71.0)% 170.9km	(67.1)% 161.7km

資料：道路現況調査

道路は生活と生産にもっとも密着した基本条件であるので、今後も積極的に整備を進める必要がある。

交通量の増加に伴い交通安全施設の整備も必要である。

また、当町の道道は、旭山動物園、旭川空港、旭川工業団地、層雲峡を結ぶルートであり、旭川北 IC、比布 JCT、愛別 IC へも接続しており、国道 39 号の迂回路にもなる路線である。このことから、早期の整備が望まれる。

橋梁は現在 88 橋で、うち 2 橋は木橋と混合橋である。これらの橋は荷重制限をかけているため、今後は、永久橋への架け替えの計画を立てる必要がある。

永久橋についても架設後 25 年を経過した橋梁が多く長寿命化に向け点検診断を行い、修繕計画を立てる必要がある。

表 3 - (2) 橋梁の整備状況

令和 3 年 4 月 1 日現在

区 分	鋼 橋	コンクリート橋	木 橋	混合橋	計
橋 数	34	52	1	1	88
延 長	1,042	938	8	50	2,038

資料：道路現況調査

また、当町は特別豪雪地帯であり、冬期間の除排雪作業も十分とはいえず、交通安全、美観の保持、商店街の振興などにも支障をきたしている。克雪対策と北国の快適な生活を実現するためにも、融雪槽等の設置促進が必要である。

② 交通・交通安全

当町のバス路線は、道北バスの当麻～旭川間等と町営スクールバスの東・開明線及び緑郷線がある。鉄道はＪＲ石北本線があり、当麻駅、伊香牛駅が設置されており、住民の利便を図っている。

これらの交通機関もマイカーの普及によって利用者は減少傾向にあるが、子供・老人・学生等の交通弱者や運転免許証や自家用車を持っていない方にとっては、バスや汽車は重要な交通機関であり、将来とも路線数、運行回数の確保に努める必要がある。

また、冬期間の交通については、近年の急激なモータリゼーションの発達により、住民は常に交通事故の危険にさらされている。この傾向はさらに増大すると思われるので、人命尊重の観点から交通安全施設の整備、安全意識の徹底等が必要である。

表３－（３） 交通の状況

令和３年４月１日現在

区 分	運行主体	区 間	運 行 回 数
東・開明線	当 麻 町	当麻～上開明	月・火・水・木・金 ２往復・１片道 土 １往復・１片道
緑 郷 線	〃	当麻～奥二股	〃
当 麻 線	道北バス	旭川～ヘルシーシャトー （愛別線・層雲峡上川線）	１０往復、２片道
ＪＲ石北本線	ＪＲ北海道	当麻駅、伊香牛駅、	当麻駅停車回数 上り １２ 〃 下り １０

資料：教育委員会、道北バス、ＪＲ北海道

表３－（４） 交通事故発生の推移

各年１２月３１日現在

区 分	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
発 生 件 数	27 件	8 件	2 件
死 亡 者 数	1 人	0 人	0 人
傷 者 数	34 人	12 人	2 人

資料：総務課

（２）その対策

- 1 道道の改良、舗装、歩道設置、景観整備を要望する。
- 2 町道の改良率 75%、舗装率 70%を目標に整備を図る。
- 3 町道の歩道設置を推進する。
- 4 融雪槽等の設置を推進する。
- 5 バス・汽車の路線数、運行回数の確保に努める。
- 6 除排雪用機械（車輛）の整備を図る。
- 7 交通安全施設の整備、安全意識の徹底を図る。
- 8 橋梁の長寿命化を積極的に促進する。
- 9 町道の管理・補修を推進する。
- 10 橋梁等の維持・管理を推進する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路			
		5 条道路の 1 線改良舗装事業 L=96m W=5.5m 橋梁 L=5.44m	当麻町	
		ハートフルタウンとうま第 2 期道路新設事業 5 路線 L=868.62m W=5.5m	〃	
		あかしや団地道路整備事業 10 路線 L=1,800m W=5.5m	〃	
		しらかば 2 線道路外改良舗装事業 L=327m W=6.0m+2.5m	〃	
		東 9 号道路外改良舗装事業 東 9 号道路 L=177.5m W=6.2m 東 8 条道路 L=52.0m W=5.0m	〃	
	橋りょう			
		橋梁長寿命化修繕事業	当麻町	
	その他			
		融雪槽等設置事業	当麻町	
		北 2 号道路側溝整備事業 L=98m	〃	
		排水路災害対策事業	〃	
	(8) 道路整備機械等			
		道路維持車輛整備事業 13 t 除雪ドーザ 1 台 小型ロータリー除雪車 1 台	当麻町	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	交通施設維持			
		3 条道路舗装補修事業 老朽化した町道の舗装・補修等により、住民が安全で快適に暮らすことのできる環境を整備する。	当麻町	
		町道舗装維持補修事業 町道の損傷、劣化等の補修を行うことにより、住民が安全で快適に暮らすことのできる環境を整備する。	〃	
		1 丁目道路舗装修繕事業 老朽化した町道の舗装・補修等により、住民が安全で快適に暮らすことのできる環境を整備する。	〃	
		8 条道路の 1 線舗装修繕事業 老朽化した町道の舗装・補修等により、住民が安全で快適に暮らすことのできる環境を整備する。	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、基本的な方針として、インフラ施設については、「長寿命化による更新費用の抑制を基本的な考え方とし、将来的にはまちづくりの方向性を勘案しダウンサイジングなどについても検討し、更新費用の縮減に努めます。」と定めている。

本計画においても、道路については、定期点検による状態の把握、予防的な修繕及び計画的な改良を着実に進め、費用の軽減を図っていく。

橋りょうについては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、安全性・信頼性を確保するとともに、定期点検による状態の把握、予防的な修繕及び計画的な架け替えなどを着実に進め、費用の軽減を図っていく。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上・下水道

上水道は全町に普及されているが、より安定、安心した給水・維持管理体制の推進が必要である。

下水道については、昭和 63 年から供用開始を行っており、計画面積 129.7ha に対し 122.6ha の区域内整備を完了している。今後は、住宅造成等に伴う下水道の整備が必要であるとともに維持管理体制の推進が必要である。

また、公共下水道整備区域外の地域においては、生活排水による公共の水質汚濁を防止するとともに、生活環境の保全並びに公衆衛生の向上のための合併処理浄化槽の推進が必要である。

② 住宅・宅地・公園

当町の人口は減少傾向にあるが、世帯数についてはほぼ横ばいにある。また、公営借家率、民営借家率の割合は徐々に増加している。

今後は、住生活基本計画に基づき、具体的な住宅施策の推進を図る必要がある。

公・町営住宅においては、5.1%が既に耐用年数が経過しており、老朽住宅の建替えを計画的に推進する必要がある。また、公営住宅等長寿命化計画に基づき、今後も維持管理をする住宅については、適切な時期に予防保全的な計画修繕を進める必要がある。

定住を更に促進するため、土地開発公社により宅地分譲の実施及び分譲されている宅地の販売促進等が必要である。また、公園の整備もあわせて必要である。

③ 消防・救急・防災

当町の消防・救急体制は、当麻、美瑛、東川、東神楽、比布、愛別の 6 町で一部事務組合を組織し、常備職員を配置して、火災、救急、災害等に備える体制が整い、住民の安全確保に努めている。

消防業務体制強化のために消防拠点施設等の整備が必要であり、消防車両等については、老朽化していることから、計画的な更新が必要である。

また、地域防災の担う消防団員については、全国的に減少傾向にあり、当町においても定員を割っており、地域防災力を強化する上でも消防団員数の確保、さらに消防団の装備等の充実が必要である。

防災については、全戸に設置している IP 告知端末機及び各避難所等に設置してある拡声機で対応しており、災害時に有効に利用される体制を堅持する必要がある。

表 4－(1) 火災発生の推移

各年 12 月 31 日現在

区 分	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
発 生 件 数	0 件	1 件	5 件

資料：大雪消防組合当麻消防署

表 4－(2) 救急の推移

各年 12 月 31 日現在

区 分	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
出 動 件 数	292 件	333 件	297 件
搬 送 人 数	282 人	306 人	249 人

資料：大雪消防組合当麻消防署

④ 防犯

防犯については、非行や犯罪の発生を未然に防止するため、住民の防犯意識の向上や関係機関との連携を深め、防犯活動の強化を図ることが必要である。

⑤ 環境衛生・その他

生活文化の向上に伴い、年々ごみの量は増加しており、当麻、比布、愛別、上川の4町で一部事務組合を設立し、ごみ処理を行っている。収集業務は、ごみ収集車により市街地区は戸別収集を、農村地区は拠点収集をしている。再資源化できるものについては、リサイクルステーションを設置、収集して、分別リサイクルを実施しているが、ごみの減量化、資源の有効利用、リサイクル運動を推進するとともに、ごみに対する意識の高揚を図る必要がある。

し尿処理については、当麻、比布、愛別の3町で一部事務組合を設置し、処理を行なっている。

葬斎場及び墓地については、適切な管理運営に努め、良好な環境整備を進める。公害については、未然防止対策、指導対策の強化に努める。

健康福祉施設については、設備機器等の経年劣化及び老朽化により、効率の低下や故障頻度が高くなることから、施設運営の信頼性を確保するため計画的な整備・改修の実施が必要である。

公衆浴場の廃止に伴い、温浴施設であるヘルシーシャワーを活用し、高齢者及び自家用車等の無い方のために巡回送迎車を運行し、その利便性の確保を図る。

河川については、河川機能の低下及び災害の発生を防ぐため、床さらい等の管理作業の実施が必要である。

(2) その対策

- 1 上水道施設の整備を推進する。
- 2 下水道の整備を推進する。
- 3 合併処理浄化槽の整備を推進する。
- 4 住生活基本計画を推進する。
- 5 公営住宅等長寿命化計画ストック総合活用計画の推進及び公営住宅の建設を推進する。
- 6 土地開発公社等の分譲を促進する。
- 7 消防施設等整備の推進を図る。
- 8 防災拠点施設等の整備を推進する。
- 9 防犯意識の向上、防犯活動の強化を図る。
- 10 公園の整備を推進する。
- 11 ごみ・リサイクル意識の向上を図る。
- 12 葬斎場及び墓地の維持管理及び施設整備を推進する。
- 13 公害の防止を図る。
- 14 ヘルシーシャワー巡回車運行事業を推進する。
- 15 消防車両等の更新を図る。
- 16 災害に備えるため、河川の管理を推進する。
- 17 健康福祉施設及び設備等の整備を推進する。
- 18 住宅建設資金の一部を助成することにより定住対策を推進する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道			
		配水管整備事業	当麻町	
		ハートフルタウンとうま第2期水道施設整備事業	〃	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道			
		旭川広域圏下水道建設事業負担金事業	当麻町	
		ハートフルタウンとうま第2期下水道施設整備事業	〃	
		下水道施設修繕事業	〃	
		宇園別幹線下水道施設整備事業	〃	
	(4) 火葬場			
		葬斎場修繕事業	当麻町	
	(5) 消防施設			
		消火栓等整備事業	一部事務組合	
		消防車両等更新事業	〃	
		救急訓練用器材購入事業	〃	
		救助器具購入事業	〃	
		小型ポンプ購入事業	〃	
		消防庁舎耐雷対策事業	〃	
	(6) 公営住宅			
		公営住宅等ストック総合改善事業 7棟92戸	当麻町	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	生活			
		ヘルシーシャトル巡回送迎車運行事業 ヘルシーシャトル巡回送迎車運行を実施することにより、老朽化した公衆浴場の廃止に伴い、温浴施設であるヘルシーシャトルへ高齢者及び自家用車等の無い方のために巡回送迎車を運行し、その利便性を図る。	当麻町	
	環境			
		合併処理浄化槽設置整備事業（管理経費分） 合併処理浄化槽設置整備を実施することにより、生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図る。	当麻町	
	防災・防犯			
		行政区防犯灯電気料補助事業 行政区の所有する防犯灯電気料を助成することにより、安心安全な生活環境を整備し、防犯活動の強化及び明るい環境づくりを図る。	当麻町	
	(8) その他			
		健康福祉施設改修事業	当麻町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、基本的な方針として、公営企業施設については「長寿命化による更新費用の抑制を基本的な考え方とし、将来的にはまちづくりの方向性を勘案しダウンサイジングなどについても検討し、更新費用の縮減に努めます。」と定めている。

また、その他の施設については「人口の推移にあわせて適正化対象施設の公共施設規模の適正化を図っていきます。」と定めている。

本計画においても、上下水道については、老朽化した水道管路・浄水施設の計画的な更新、整備を推進するとともに、適正な管理を進め、衛生的環境を確保する。

公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理や長寿命化を実施するとともに、老朽化が著しい建物の用途廃止や解体、除去等を進めていく。

その他の施設については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者の保健及び福祉

当町における高齢人口の推移をみると、平成 12 年の高齢人口が 2,118 人、総人口の 27.7%だったものが、平成 27 年には 2,659 人、39.7%と大幅に増加している。また、ひとり暮らしの高齢者も増加している。

社会情勢の変化による核家族化の進行等により、高齢者を取りまく社会環境は年々厳しさを増してきている。

平成 12 年度からの介護保険制度の創設により、当町においても、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護サービスを実施している。また、当麻、比布、愛別、上川、鷹栖の 5 町で介護認定審査会を共同設置し、認定作業にあたっている。

介護予防・地域支え合いの取り組みとして、介護予防の教室や、引きこもり予防のための、生きがい活動、健康づくり活動等の介護予防施策を推進するとともに、自立した生活を確保するために必要なサービスを提供し、利用者の立場に立った支援体制を推進する必要がある。

施設・居住系サービスとしては、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護施設との連携を図る必要がある。

また、高齢者の保健及び福祉の向上のために、医師、保健師、ホームヘルパー、地域包括支援センター、社会福祉協議会、ボランティア団体等の関係者・機関との連携協力がより一層必要である。

高齢者の自立や生きがい活動の支援という面からは、高齢者団体の育成、老人クラブへの支援、高齢者学級の充実等も必要である。

表 5 - (1) 高齢人口の推移

区 分	人 口	幼少年人口		生産年齢人口		高齢人口	
		0 歳～14 歳	率	15 歳～64 歳	率	65 歳以上	率
平成 12 年	7,643 人	913 人	12.0%	4,612 人	60.3%	2,118 人	27.7%
平成 17 年	7,473 人	893 人	11.9%	4,215 人	56.4%	2,365 人	31.6%
平成 22 年	7,087 人	809 人	11.4%	3,773 人	53.2%	2,505 人	35.4%
平成 27 年	6,689 人	721 人	10.8%	3,309 人	49.5%	2,659 人	39.7%

資料：国勢調査

表 5 - (2) 要支援・要介護者の推移

各年 4 月 1 日現在

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
人 数	539 人	578 人	616 人

資料：保健福祉課

表 5 - (3) ひとり暮らし老人の推移

各年 10 月 1 日現在

区 分	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
人 数	508 人	615 人	712 人

資料：税務住民課

② 児童の保健及び福祉・その他の保健及び福祉

当町では、認可保育所1ヵ所と小規模保育事業が1ヵ所開設されており、保育体制や保育内容の充実を図る必要がある。また、待機児童を解消するため、保育士の確保についても必要である。近年の少子化により子育てに関するサービスを総合的に効率よく実施するため、子育て世代包括支援センターを中心に、子ども家庭総合支援拠点・地域子育て支援拠点について一体的に推進することが必要である。当麻幼稚園は、令和8年度より認定こども園（幼稚園型）として移行するため、老朽化が進む園舎の整備を進める必要がある。

また、核家族化、女性の就労増などにより、小学校の児童を対象とした学童保育事業の推進も必要である。

障がい者福祉、ひとり親家庭福祉については、円滑な生活を送ることができるよう、地域ぐるみ・町ぐるみによる福祉活動を展開する必要がある。

上川中部こども通園センター及び上川中部基幹相談支援センターは、当麻、比布、愛別、上川の4町で共同設置しているが、複雑化、高度化する障がい福祉事務に対応するため、一部事務組合に移行する必要がある。

健康づくりについては、各種保健事業、健康づくり施策を実施しているが、より一層健康管理体制を充実し、健康保持増進を図るとともに施設の管理運営も促進する必要がある。

（2）その対策

- 1 生活支援事業を推進する。
- 2 老人クラブへの支援を図る。
- 3 特別養護老人ホーム、高齢者グループホーム等との連携を図る。
- 4 保健・福祉団体との連携を図る。
- 5 介護サービス提供基盤の整備を推進する。
- 6 学童保育センター運営事業を推進する。
- 7 上川中部こども通園センター事業を推進する。
- 8 子育て世代包括支援センター運営事業を推進する。
- 9 健康保持増進事業を推進する。
- 10 重度障害者ハイヤー料金助成事業を推進する。
- 11 精神障害者交通費助成事業を推進する。
- 12 高齢者ハイヤー料金助成事業を推進する。
- 13 保育園の保育体制や保育内容の充実を推進する。
- 14 健康福祉施設の指定管理者制度の促進を図る。
- 15 保育園等の施設整備を推進する。
- 16 上川中部基幹相談支援センター事業を推進する。
- 17 高齢者等の買い物支援を推進する。
- 18 障がい福祉事務に関し一部事務組合の設立を推進する。
- 19 心身障がい者（児）施設通所費助成事業を推進する。
- 20 認定こども園（幼稚園型）の園舎整備を行う。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内 容	事業主 体	備 考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及 び福祉の向上及び 増進	(2) 認定こども園	当麻幼稚園舎整備事業	当麻町	
	(3) 高齢者福祉施設			
	その他	生活支援事業	当麻町	
		老人クラブ運営費補助事業	〃	
	(5) 障がい者福祉施設			
	その他	上川中部基幹相談支援センター機能強化事業	当麻町	
		上川中部基幹相談支援センター総合相談事業	〃	
		上川中部こども通園センター運営事業	〃	
		上川中部福祉事務組合負担金事業	一部事務組合	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター			
		子育て世代包括支援センター運営事業	当麻町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	児童福祉			
		保育所特別保育事業 保育所における延長保育、障がい児保育等通常保育以外の特別な保育を円滑に実施し、児童の福祉向上を図るため事業費の助成を行う。	当麻町	
		学童保育センター運営事業 保護者等が就労等により昼間不在となる学童児に対し、適切な遊びや生活の場を提供することにより、就労等の社会的活動と子育て等の家庭生活の両立を支援する。	〃	
		子どものための教育・保育給付費事業 保護者の就労や病気などのため、家庭において十分保育することができない児童を保育することにより、就労等の社会的活動と子育て等の家庭生活の両立を支援する。	〃	
		子育て総合センター管理事業 児童福祉、子育て世代包括支援センター、上川中部こども通園センター、預かり保育を集約し、町内の子育てに関するサービスを総合的に効率よく実施することで児童福祉の向上を図る。	〃	
		子育てのための施設等利用給付事業 預かり保育や認可外保育施設等の利用費を無償化することにより、子育て世帯の負担軽減を図る。	〃	
		保育所給食費無償化事業 保育園の給食費が免除とならない世帯の給食費を補助することにより、子育て世帯の負担軽減を図る。	〃	
	高齢者・障害者 福祉			
		重度障害者ハイヤー料金助成事業 重度障がい者タクシー料金助成を実施することに	当麻町	

		より、重度障がい者への交通手段を確保し、安心・安全に暮らすことができる環境を整備する。		
		精神障害者交通費助成事業 精神障がい者交通費助成を実施することにより、精神障がい者への交通手段を確保し、安心・安全に暮らすことができる環境を整備する。	当麻町	
		高齢者ハイヤー料金助成事業 高齢者ハイヤー料金助成を実施することにより、特定の高齢者への交通手段を確保し、安心・安全に暮らすことができる環境を整備する。	〃	
		買い物支援事業 高齢者等の買い物支援の実施により、見守り・引きこもり対策の推進し、安心・安全に暮らすことができる環境を整備する。	〃	
		心身障がい者(児)施設通所事業 障がい者及び障がい児が町外施設へ通所する際の交通費の一部を助成することにより、社会参加の促進及び福祉の増進を図る。	〃	
	健康づくり			
		健康福祉施設管理運営事業 健康福祉施設の管理運営について、指定管理者制度を導入することにより、サービスの向上及び効率的な管理運営を図る。	当麻町	
		妊産婦健康診査助成事業 妊娠中及び産後の母体の健康管理や異常を早期発見し、治療及び産後うつ、新生児への虐待を予防することで、妊産婦の健康の保持増進を図る。	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、基本的な方針として、子育て支援施設、保健・福祉施設については「町民にとって今後、特に重要な施設となることから、現状の規模を維持していくことを基本として、必要に応じて増強することも検討していきます。」と定めている。

本計画においても、子育て支援施設、保健・福祉施設については、以上の方針に基づき整合性を図りながら適正な維持管理を行い、既存施設の有効活用を図る。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

当町の医療機関は、町立医科診療所の他、医科 1 医院、歯科 2 医院がある。

これらの医療機関について入院施設は無く外来診療のみであり、地域条件としては旭川市内への病院へ依存度が高く経営状況は極めて厳しい状況にあるが、高齢者の多い当町においては早期発見、早期治療の住民医療サービスに努める必要がある。

その他、当町には整骨院 2 院、薬局 3 店がある。

また、医療・介護・福祉の各分野の連携を強化し、地域住民の疾病の予防、早期発見・治療等包括保健医療体制の充実に努める必要がある。

医科診療所について、老朽化が進んでいるため計画的な改修の必要がある。

また、検査機器等の経年による更新及び新規導入を推進する必要がある。

(2) その対策

- 1 疾病予防、早期発見・治療に努める。
- 2 医科診療所の改修を推進する。
- 3 医療費助成事業を推進する。
- 4 医科診療所検査機器の導入及び更新を推進する。

(3) 計 画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内 容	事業主 体	備 考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	その他			
		医療費助成事業 医療費助成事業をすることにより、重度心身障がい者、ひとり親家庭等、精神障がい者、中学生までの子ども等への医療費軽減を図り、安心して暮らすことのできる環境を整備する。	当麻町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、基本的な方針として、医療施設については「町民にとって今後、特に重要な施設となることから、現状の規模を維持していくことを基本として、必要に応じて増強することでも検討していきます。」と定めている。

本計画においても、医療施設については、高齢化が進展し、地域医療に必要な医療の安定、かつ継続的に提供できる体制の充実に取り組むため、計画的に維持・更新を進めていく。

また、町民にとって今後、特に重要な施設となることから、現状の規模を維持していくことを基本とする。

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 幼児教育・学校教育

幼児教育は、生涯を通した人格形成の第一歩という点から、もっとも基本的かつ重要な分野である。当町の幼児教育施設には町立幼稚園があり、3歳児から入園している。預かり保育の充実など、子育てに関するサービスを総合的に効率よく実施していく必要がある。

小学校については、現在2校で児童数は減少傾向にあるが、支援が必要となる特別支援学級は増加傾向にある。

中学校は、1校であるが小学校と同様、生徒数は減少しているが、特別支援学級は増加している。

国が進める「GIGAスクール構想」の下で整備された1人1台端末を活用し、子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを実現させる教育活動を推進するため、情報機器の維持管理及び機器更新を計画的に取り組む必要がある。

小中学校、幼稚園の施設、設備については、老朽化に伴う計画的な整備を行い、園児、児童生徒が快適な教育環境を提供する必要がある。

また、英語力の向上と国際理解教育の充実を図るため英会話講師の引き継ぎの配置と様々な課題を持った児童生徒や家庭の支援に対応するためスクールソーシャルワーカーを配置する必要がある。

きめ細やかな指導や学習支援に当たるため、学力向上外部講師を配置し、児童生徒一人一人の基礎的・基本的な学習内容の定着及び個に応じた指導方法や体制の充実を図る必要がある。

表7- (1) 幼稚園入園者数

各年5月1日現在
(単位：人)

区 分	平成16年	平成21年	平成26年	令和元年
幼稚園児	54	54	65	58
3歳児	9	12	21	21
4歳児	22	21	24	15
5歳児	23	21	20	22

資料：学校基本調査

表7- (2) 児童生徒数の状況等

各年5月1日現在

区 分	児童生徒数		学級数（平成26年）		学級数（令和元年）		屋内体育館
	平成26年	令和元年	普通編成	複式・その他	普通編成	複式・その他	
当麻小	299人	274人	12学級	5学級	11学級	6学級	有
宇園別小	12人	5人	1学級	2学級	1学級	3学級	〃
小 計	311人	279人	13学級	7学級	12学級	9学級	
当麻中	174人	156人	6学級	3学級	6学級	4学級	有
合 計	485人	435人	19学級	10学級	18学級	13学級	

資料：学校基本調査

② 社会教育・体育施設

当町の社会教育は、生涯学習という観点に立って、幼児から高齢者までの多種多様な事業を実施している。

社会教育を提供する場として、公民館まとまーる、図書館、公民分館等があり、体育施設としては、総合グラウンド、スポーツセンター、プール、スキー場がある。

これらの施設においては、教育・文化・スポーツ・サークル・コミュニティー活動等を実施するため、社会教育団体、公民分館活動の推進が必要である。

スポーツセンターをはじめとする社会教育・体育施設は、付帯設備を含み経年に伴った計画的な修繕を進める必要がある。

また、家庭・学校・地域社会の連携による生涯学習の推進が必要である。

表 7－（３） 社会教育施設一覧表

令和３年４月１日現在

区 分	面積（㎡）	備 考
東地区集会所	780	木造モルタル
開明公民分館	399	セラミックブロック
伊香牛ぷらっとホール	429	木造モルタル
宇園別公民分館	559	木造モルタル
緑郷公民分館	239	木造モルタル
北星公民分館	402	セラミックブロック・コンクリートブロック
当麻公民館まとまーる	1,434	木造・鉄筋コンクリート造
農村環境改善センター	1,309	
郷土資料館	587	
図書館	363	
緑の館	847	木造モルタル

資料：教育委員会、農林業振興課

表 7- (4) 社会体育施設一覧表

令和 3 年 4 月 1 日現在

区分	所在地	面積等	備考
総合グラウンド	6 条東 3 丁目	55,200 m ²	
野球場	〃	24,700 m ²	1 面
陸上競技場	〃	4,704 m ²	野球場兼用
ソフトボール場	〃	12,000 m ²	2 面
テニスコート	〃	6,000 m ²	4 面（オムニ）、夜間照明 2 面
グリーンヒル運動場	6 条西 3 丁目	29,239 m ²	
ソフトボール場	〃	12,000 m ²	2 面、夜間照明
陸上競技場	〃	5,330 m ²	
サッカーコート	〃	9,920 m ²	1 面
フィールドボール場	6 条西 4 丁目	1km	9 ホール
町営球場	6 条西 4 丁目	12,742 m ²	センター 120m、サイド 92m
町民プール	4 条東 2 丁目	408 m ²	鉄筋コンクリート平屋建 屋根付
町営スキー場	市街 6 区	77,800 m ²	簡易リフト 1 基
当麻スポーツセンター	4 条東 2 丁目	4,083 m ²	鉄筋コンクリート
地区体育館			
伊香牛地区体育館	伊香牛 2 区	687 m ²	鉄筋コンクリート
北星地区体育館	北星 1 区	772 m ²	鉄筋コンクリート
開明地区体育館	開明 2 区	707 m ²	鉄筋コンクリート
町民テニスコート	4 条東 2 丁目	6,577 m ²	6 面（クレー）、夜間照明 2 面
町民ゲートボール場	4 条西 3 丁目	3,698 m ²	6 面（クレー）
歩くスキーコース	市街 6 区	3km	

資料：教育委員会、まちづくり推進課

(2) その対策

- 1 英会話講師を配置する。
- 2 社会体育施設の改修整備を図る。
- 3 生涯学習を推進する。
- 4 社会教育団体補助事業を推進する。
- 5 公民分館活動事業を推進する。
- 6 小中学校・幼稚園の施設・設備等の改修整備を推進する。
- 7 スクールソーシャルワーカーを配置する。
- 8 幼稚園の子育てサービス提供を推進する。
- 9 学力向上外部講師を配置する。
- 10 図書館のネットワーク化を推進する。
- 11 G I G A スクール構想に基づく児童生徒 1 人 1 台端末やネットワークなど I C T 環境を推進する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎			
		当麻小学校改修事業	当麻町	
		宇園別小学校改修事業	〃	
		当麻中学校改修事業	〃	
		町立学校空調設備設置事業	〃	
		学校教育施設照明 LED 化改修事業	〃	
		G I G A スクール推進事業 小中学校ネットワーク改修	〃	
	給食施設	学校給食施設改修事業	当麻町	
	(2) 集会施設・体育施設等			
	公民館			
		社会教育施設照明 LED 化改修事業 各公民分館 LED 照明改修	当麻町	
	体育施設			
		スポーツセンター改修事業 駐車場改修・鍵取替・網戸取付・アリーナ照明取替・ 卓球場床改修	当麻町	
		町民プール改修事業 ろ過装置更新・プールフロア更新・ボイラー更新・ 上屋膜体更新	〃	
		地区体育館改修事業	〃	
		スポーツ施設照明 LED 化改修事業 町民プール・テニスコート・伊香牛地区体育館・北 星地区体育館・開明地区体育館・スポーツセンター	〃	
	図書館			
		図書館ネットワーク事業	当麻町	
		社会教育施設照明 LED 化改修事業 図書館 LED 照明改修	〃	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	幼児教育			
		預かり保育事業 幼稚園の教育時間前後に希望する保護者を対象 に、時間延長を設定して預かり保育を実施するこ とにより、園児の健やかな成長と保護者の負担軽 減を図る。	当麻町	
	義務教育			
		英会話講師配置事業 英会話講師配置を実施することにより、小・中学 校、児童・生徒の英語力の向上、増進を図る。	当麻町	
		学力向上外部講師配置事業 外部講師を配置することにより、児童生徒一人一 人の基礎的・基本的な学習内容の定着及び個に応 じた指導方法や体制の充実を図る。	〃	

		オンライン学習支援事業 情報化の進展に対応するためＩＣＴ機器を活用したオンライン学習に対し支援を行い教育の質向上を図る。	当麻町	
		スクールソーシャルワーカー配置事業 様々な課題を持つ児童生徒や家庭の支援に対応するためスクールソーシャルワーカーを配置し、健全な教育環境の充実を図る。	〃	
	生涯学習・スポーツ			
		生涯学習アドバイザー設置事業 生涯学習アドバイザー設置を実施することにより、生涯学習といった観点にたち、幼児から高齢者までの多種多様な事業を実施する。	当麻町	
		公民分館活動費助成事業 公民分館で実施するレクリエーションや各サークル活動に助成することにより、事業実施の充実、ふれあいづくり等の推進を図る。	〃	
		社会教育団体補助事業 社会教育団体補助を実施することにより、教育・文化・スポーツ・サークル活動・コミュニティー活動等の事業実施の充実、推進を図る。	〃	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、基本的な方針として、学校教育系施設については「平成 27 年時点の年少人口一人当たりの施設規模（学校教育系施設）をベースに、年少人口の推移にあわせて学校規模の適正化を図っていきます。ただし、学校施設については、原則、地域の活動拠点として維持することとし、規模縮小の過程で発生する余剰スペースに集会施設や子育て施設等を集約するなどして複合化を図ることで、施設の魅力及び行政サービスの向上に努めます。」と定めている。

また、その他の施設については「人口の推移にあわせて適正化対象施設の公共施設規模の適正化を図っていきます。」と定めている。

本計画においても、学校教育施設については、以上の方針に基づき整合性を図りながら、施設の魅力及び行政サービスの向上を図る。

その他施設については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

当町には 28 の行政区があり、平成 26 年には再編を完了したが、今後も推移をみて検討する必要がある。

また、住民と行政の一層の結びつきを図りながら、住民組織活動が円滑に推移できるよう育成に努めるとともに、地域コミュニティ活動の助長を図ることも必要である。

(2) その対策

- 1 行政区再編を検討する。
- 2 住民組織活動の円滑な推進を図る。
- 3 地域コミュニティ活動の助長を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内 容	事業主 体	備 考
9 集落の整備	(2)			
	過疎地域持続的 発展特別事業			
	集落整備	行政区活動推進事業 行政活動交付金支給を実施することにより、行政区内の街路灯の修繕や各種イベント等へ助成し、防犯の推進、住民相互の交流やふれあいづくりなど活動の円滑な推移を図る。	当麻町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、基本的な方針として「人口の推移にあわせて適正化対象施設の公共施設規模の適正化を図っていきます。」と定めている。

本計画においても、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

当町の文化活動は、文化連盟を中心とした学習活動と発表等が行なわれている。文化連盟には、民謡、詩吟、舞踏、音楽、書道、陶芸、俳句、園芸等の各種サークルが加盟しており、当町の生涯学習フェスティバルにおいて、一堂に会して展示、発表を行ない、地域文化の振興に努めている。

貴重な文化財については、町文化財として指定しており、また、歴史的資料等については、郷土資料館に展示保持している。それぞれの各種学習活動や伝承活動に寄与している。

当町には、蟠龍太鼓保存会、蟠龍隊の地域文化・地域芸能がある。

これらの文化活動を推進するとともに、過疎地域においては、テレビ・DVD・CD等でしか触れることのできない文化講演会等の事業を当町で実施し、地域住民の文化に触れる機会を提供する必要がある。

また、当町特有の文化や生活文化の振興を図る必要がある。

(2) その対策

- 1 公民館文化事業を推進する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的发展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(3)			
	その他			
		公民館文化事業	当麻町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、基本的な方針として「人口の推移にあわせて適正化対象施設の公共施設規模の適正化を図っていきます。」と定めている。

本計画においても、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

1 1 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

近年の地球温暖化防止の問題や東日本大震災や北海道胆振東部地震によるブラックアウトの教訓から、エネルギーの効率的利用やエネルギーの地産地消による自律的で低炭素な地域づくりを進める自治体が増えている。これらの取り組みに地域材の活用など地域資源の循環的利用も含め、地域経済の活性化に寄与する取り組みも徐々に行われてきている。

地球環境への関心を高め、太陽光・小水力・バイオマスなどの地域特性を生かした環境への負担の少ない新エネルギーの利活用を推進するとともに、省エネルギーの促進など環境と調和を図る取り組みを進めることが必要である。

(2) その対策

- 1 木質燃料ストーブ設置補助事業を推進する。
- 2 住宅用太陽光発電システム設置補助事業を推進する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用			
		木質燃料ストーブ設置補助事業 木質燃料ストーブ等の設置費を助成することにより、地球規模の環境問題に配慮した生活と環境にやさしいまちづくりの推進を図る。	当麻町	
		住宅用太陽光発電システム設置補助事業 住宅用太陽光発電システム設置を助成することにより、再生可能エネルギー推進を図る。	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、基本的な方針として「人口の推移にあわせて適正化対象施設の公共施設規模の適正化を図っていきます。」と定めている。

本計画においても、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 子育て支援図書贈呈事業

当町では、1歳から15歳までの子どもを対象に図書を贈呈し、本への関心や親子のふれあい、図書とのふれあう機会を創出し、読書への興味・関心を高めることを目的に、子育て支援図書贈呈事業を継続的に実施する。

② 「町民皆スポーツ」の推進

当町では、生涯スポーツ社会の実現に向け、豊かでうるおいのある人生を築くために、生涯にわたる豊かなスポーツライフを目指し、スポーツ活動を通して、健康づくり、ふれあいづくりの各種事業に取り組み、「町民皆スポーツ」「みんなのスポーツ活動」を継続的に推進する。

③ 修学旅行経費助成事業

当町では、小・中学生の修学旅行における経費に対し補助することで、保護者の負担軽減を図り、子育て世帯への経済的支援及び児童生徒のふるさとへの興味・関心を高めることを目的に、修学旅行経費助成事業を継続的に実施する。

④ はばたけふる里応援事業

当町では、両親が町内に在住する高校生の通学に係る経費に対し助成することで、保護者の負担軽減を図り、子育て世帯への経済的支援及び高校生のふるさとへの興味・関心を高めることを目的に、はばたけふるさと応援事業を継続的に実施する。

⑤ 郷土資料館管理運営事業

郷土資料館はまちなかの交流拠点、多世代の方が交流できる場として、また、郷土資料から郷土愛を育むことを目的としており、地域コミュニティの形成に資するためにも効率的な管理運営を図る必要がある。

(2) その対策

- 1 スポーツ振興事業を推進する。
- 2 子育て支援図書贈呈事業を推進する。
- 3 「町民皆スポーツ」を推進する。
- 4 修学旅行経費助成事業を推進する。
- 5 はばたけふる里応援事業を推進する。
- 6 郷土資料館管理運営事業を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業			
		スポーツ振興事業 町内の社会教育団体が主催する各種大会運営、及び小・中学校のスポーツ少年団・体育部を対象に助成することにより、大会内容の充実、住民の健康づくり、ふれあいづくりの取り組みへの奨励、小・中学生がスポーツを通じて心身の発達、豊かな人間性の育成を図る。	当麻町	

		子育て支援図書贈呈事業 子育て図書贈呈事業を実施することにより、1 歳から 15 歳までの子どもへの活字へのふれあい、本への関心、親子のふれあい、図書へのふれあいを図る。	当麻町	
		修学旅行経費助成事業 修学旅行経費助成事業を実施することにより、保護者負担の軽減を図り、子育て世帯への経済的支援を図る。	〃	
		はばたけふる里応援事業 はばたけふる里応援事業を実施することにより、高校生の通学に係る経費に対し助成することで、保護者の負担軽減を図り、子育て世帯への経済的支援を図る。	〃	
		郷土資料館管理運営事業 郷土資料館の管理運営について、指定管理者制度を導入することにより、サービスの向上及び効率的な管理運営を図る	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、基本的な方針として「人口の推移にあわせて適正化対象施設の公共施設規模の適正化を図っていきます。」と定めている。

本計画においても、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

(再掲)

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	未来へつなぐ宅地循環促進事業	当麻町	将来に及ぶ地域コミュニティの活性化が期待できる
	地域間交流	東京当麻会交流事業	〃	関係人口の創出・拡大による地域づくりの担い手発掘ができる
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第１次産業	農業振興資金利子補給事業	当麻町	将来に及ぶ農業経営の安定が期待できる
		農業次世代人材投資事業（青年就農給付金事業）	〃	将来に及ぶ新規就農の安定が期待できる
		町産材活用促進事業	〃	町産材の有効活用を図り、森林環境の循環整備が期待できる
		中心経営体農地集積促進事業（負担軽減対策）	〃	将来に及ぶ農業経営の安定が期待できる
	商工業・６次産業化	とうまのお店元気事業	〃	将来に及ぶ商業の活性化が期待できる
	観光	蟠龍まつり補助事業	民間	一大イベントであるとうま蟠龍まつりは町内外から多くの方が来場しており、特産品の購入につながることで、また町内観光施設の利用もあり、観光施設の持続的利用につながる。
		昆虫館管理運営委託事業	当麻町	周辺の店舗や施設の利用にもつながり、主要観光施設である昆虫館を運営することは地域の持続的発展に資するものである。
		観光共通券事業	〃	観光共通券を発行することで、複数施設の利用につながることで、また、日をまたいだ利用もできることから、継続的な施設利用を促すものである。
		仮装盆踊り大会補助事業	民間	地区・職場などをまたいだ参加をし、将来に及ぶ地域コミュニティの形成につながることで、また、町内店舗の出店もあり、観光を含めた商工業の振興に資するものである。
		くるみなの庭管理事業	当麻町	季節にあわせた花や木に触れられる施設であり、子育て世代などのコミュニティの場にもなっており、周辺施設の利用にもつながることから、観光需要の拡大に資するものである。

	その他	木育推進拠点施設管理事業	当麻町	町が推進する木育を体験できる場として、木工体験や木製おもちゃであそぶ場を提供、また、学校机などを作成し、地域資源に触れることで、地域愛を育み、観光需要の拡大に資するものである。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	ケーブルネットワーク管理事業	当麻町	将来に及ぶ情報通信サービスの充実が期待できる
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	交通施設維持	3 条道路舗装補修事業	当麻町	道路の長寿命化及び修繕費のライフサイクルコストの縮減が期待できる
		町道舗装維持補修事業	〃	道路の長寿命化及び修繕費のライフサイクルコストの縮減が期待できる
		1 丁目道路舗装修繕事業	〃	道路の長寿命化及び修繕費のライフサイクルコストの縮減が期待できる
		8 条道路の 1 線舗装修繕事業	〃	道路の長寿命化及び修繕費のライフサイクルコストの縮減が期待できる
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	生活	ヘルシーシャトル巡回送迎車運行事業	当麻町	高齢者等の保健・福祉の向上及び増進に資する
	環境	合併処理浄化槽設置整備事業	〃	将来にわたり公共水域の保全や生活環境の向上が期待できる
	防災・防犯	行政区防犯灯電気料補助事業	〃	行政区の所有する防犯灯の維持のため電気料を助成することにより、安心安全な生活環境が図られる
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	保育所特別保育事業	当麻町	共働き家庭の増加、核家族化の進行に対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推進することができる
		学童保育センター運営事業	〃	共働き家庭の増加、核家族化の進行に対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推進することができる
		子どものための教育・保育給付費事業	〃	共働き家庭の増加、核家族化の進行に対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推進することができる

		子育て総合センター管理事業	当麻町	児童に係る行政事務・サービスを一元化することにより、子育て世代の利便性が向上する。
		子育てのための施設等利用給付事業	〃	生涯にわたる人格形成を培う上で、重要な役割を担う幼児教育の負担軽減を図り、少子化対策の充実を図ることができる。
		保育所給食費無償化事業	〃	高齢化社会を支える子育て世代への経済的支援を図ることで、こどもたちの健やかでたくましい成長を促すことができる。
	高齢者・障害者福祉	重度障害者ハイヤー料金助成事業	〃	障がい者及び障がい児の保健・福祉の向上及び増進に資する
		精神障害者交通費助成事業	〃	障がい者及び障がい児の保健・福祉の向上及び増進に資する
		高齢者ハイヤー料金助成事業	〃	高齢者等の保健・福祉の向上及び増進に資する
		買い物支援事業	〃	高齢者等の保健・福祉の向上及び増進に資する
		心身障がい者(児)施設通所事業	〃	障がい者及び障がい児の保健・福祉の向上及び増進に資する
	健康づくり	健康福祉施設管理運営事業	〃	高齢者等の保健・福祉の向上及び増進に資する
		妊産婦健康診査助成事業	〃	妊産婦の健康状態を定期的に確認することにより、母体及び新生児の健康と安全の保持と、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することができる。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	医療費補助事業	当麻町	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに資する
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	幼児教育	預かり保育事業	当麻町	将来に及ぶ子育て環境の充実が期待できる
	義務教育	英会話講師配置事業	〃	将来に及ぶ学力向上が期待できる
		学力向上外部講師配置事業	〃	将来に及ぶ学力向上が期待できる
		オンライン学習支援事業	〃	将来に及ぶ学習環境の充実が期待できる
		スクールソーシャルワーカー配置事業	〃	将来に及ぶ教育相談体制の充実が期待できる
	生涯学習・スポーツ	生涯学習アドバイザー設置事業	〃	将来に及ぶ社会教育行政の充実が期待できる
		公民分館活動費助成事業	〃	将来に及ぶ地域コミュニティの活性化が期待できる

		社会教育団体補助事業	当麻町	将来に及ぶ生涯学習の充実が期待できる
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	行政区活動推進事業	当麻町	行政区の活動に対して助成することにより、行政区組織活動の推進が図られ、住民相互の交流やふれあいづくりなどが円滑に図られる
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	木質燃料ストーブ設置補助事業	当麻町	将来に及ぶ生活と環境に配慮したまちづくりに資することが期待できる
		住宅用太陽光発電システム設置補助事業	〃	再生可能エネルギー普及により住宅環境の脱炭素化が期待できる
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	スポーツ振興事業	〃	将来に及ぶ心身の発達・人間性豊かな成長が期待できる
		子育て支援図書贈呈事業	〃	将来に及ぶ読書への関心・図書へのふれあいが期待できる
		修学旅行経費助成事業	〃	将来の及ぶ子育て支援の充実が期待で期待できる
		はばたけふる里応援事業	〃	将来に及ぶ子育て支援の充実が期待できる
		郷土資料館管理運営事業	〃	郷土資料館はまちなかの交流拠点、多世代の方が交流できる場として、また、郷土資料から郷土愛を育むことを目的としており、地域コミュニティの形成に資するものとなっている。